

平成30年 3月13日

◎坂本（孝）委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

（9時58分開会）

本日の委員会は、昨日に引き続き「付託事件の審査等について」であります。

〈生涯学習課〉

◎坂本（孝）委員長 生涯学習課の説明を求めます。

◎森生涯学習課長 生涯学習課でございます。

平成30年度当初予算の概要につきまして、主要事業を中心に御説明をいたします。

お手元の資料②当初予算議案説明書の636ページをお開きください。

まず、歳入について主な内容を御説明いたします。

8 使用料及び手数料は、主に青少年教育施設の使用料です。

次の9 国庫支出金のうち2 国庫補助金につきましては、右端の説明欄をごらんください。生活困窮者就労準備支援事業費等補助金は、若者サポートステーションの事業に充てるものでございます。学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金は、市町村が実施をします放課後子ども教室や学校支援地域本部の運営への助成などに充てるものでございます。児童育成事業費補助金は、放課後児童クラブの研修経費などに充てるものでございます。

3 の委託金の右側、生涯学習振興事業委託金及び地方創生人材育成事業委託金は、若者サポートステーションの事業に充てるものでございます。

次に、左端科目の12繰入金ですが、637ページをお開きいただきまして、まず上の行のこうちふるさと寄附金基金繰入は、ふるさと教育推進事業費に充てるものでございます。

次の森林環境保全基金繰入は、環境学習推進事業費に充てるものでございます。

上から6 行目の15県債は、青少年センター陸上競技場改修工事費のほか、市町村が行う放課後児童クラブの施設整備への助成に充てるものでございます。

以上、生涯学習課の平成30年度歳入当初予算額は6億7,158万円余りとなっております。

次に、638ページをお開きください。

歳出につきまして、主な事業を中心に御説明をさせていただきます。

まず、左端の科目欄、上から3 目目の4 学校施設等整備費でございます。右端の説明欄をごらんください。1 青少年教育施設整備費のうち1 目目の設計調査等委託料は、青少年センターの陸上競技場改修工事の実施に関連する業務や、塩見記念青少年プラザ改築工事完了後の工損事後調査業務などを委託しようとするものでございます。

2 目目の物品搬送委託料は、塩見記念青少年プラザの改築に当たり、ほかの場所に移設し保管しております什器類等を新施設に搬送する業務を委託するものでございます。

3つ目の建築等工事請負費は、青少年センター陸上競技場改修工事や関連施設の整備、そのほか青少年体育館の床改修工事を実施しようとするものでございます。

4つ目の補償補填賠償金は、塩見記念青少年プラザ改築工事完了後に実施します周辺家屋の工損事後調査の結果に応じまして、対象家屋への補償を行うものでございます。

639ページをお願いします。

科目1生涯学習費でございます。右端の説明欄の1生涯学習推進事業費の1つ目、若者サポートステーション事業等実施委託料は、ニートやひきこもり傾向にある若者の社会的自立を支援する若者サポートステーションにおいて、就学や就労に向けた支援を行うことで、若者の社会的自立を推進するものでございます。

次の学校連携就職支援事業実施委託料は、高校在学中で中途退学や進路未定のまま卒業するおそれのある生徒を、在学中から若者サポートステーションと学校が連携して、就職に向け支援を行うものでございます。来年度も支援活動を一層充実させまして、商工労働部、地域福祉部などとともにジョブカフェあるいはひきこもり地域支援センター等との連携強化や、対象者のニーズや特性を踏まえた就労先の開拓なども行ってまいります。

次の読書ボランティア養成講座実施委託料は、地域や学校で読み聞かせなど、子供たちの読書活動を支援する人材を育成するものでございます。

次のブックスタート応援事業実施委託料は、読み聞かせをしていただきたい絵本の推薦図書リストを作成し、全市町村で新生児訪問などの場を活用して、お子様の生まれた家庭へ配布するものでございます。

次の生涯学習活性化推進事業委託料は、生涯学習の機会の充実を図ることを目的に、生涯学習ボランティアセンターの運営のほか、視聴覚ライブラリーや塩見文庫の管理などをNPO法人に委託して行うものでございます。

また、次の物品搬送等委託料は、視聴覚ライブラリー及び塩見文庫を現在の青少年センター分館が平成30年度中に取り壊されることから、永国寺第2ビルに移転させることに伴う経費です。

また、4つ下の講座実施支援事業費補助金は、県と共同で生涯学習を推進しているNPO法人高知県生涯学習支援センターに対し、現在の講座の実施場所である青少年センター分館が平成30年度中に取り壊されることから、平成32年度に県立図書館跡施設に入居するまでの間、講座の実施場所の確保を支援しようとするものでございます。

2つ戻りまして、高知みらい科学館運営費負担金につきましては、議案説明資料により御説明させていただきますので、生涯学習課の赤のインデックスのあるページをお願いします。

高知みらい科学館につきましては、高知市が設置運営を行いますが、県内全域を対象として、理科教育、科学文化振興事業を実施することから、縣市1対1の負担割合により、

県もその運営費を負担いたします。資料左側は、昨年6月の本委員会で御報告させていただきました科学館の概要でございます。説明は省略をさせていただきます、資料右側の運営体制案をごらんください。

運営体制は非常勤の館長として博物館経営、展示の全国的な専門家である方を館長に置き、正職員として行政職の副館長1名、科学文化振興チームに学芸員3名、理科教育振興チームに指導主事3名の計7名を配置し、その他の職員を加え26名体制となっております。また、県内全域の理科教育及び科学文化の振興を図る観点から、その運営に積極的に参画をしております、高知市と協議の上、資料中①から⑤の体制を構築しております。

①は、高知市との協定において県市合意の上で、科学館で行う事業内容を決定することを明確に規定いたしました。②は、科学館事業検討会を置きまして、県市実務者レベルで月1回、事業の実施状況などの協議を行うこととしております。③では、科学館の方向性や、実際の運営に意見をいただく外部の有識者の人選にも関与いたします。さらに、日常的に科学館の運営に関与するため、④で生涯学習課の課長補佐や指導主事チームによる事業検討会への参画、⑤で理科教育振興を担当します指導主事を派遣することとしております。来年度当初よりこの人員体制でスタートしまして、開館は7月24日ということになっております。

資料右下には当初予算案の内容をお示ししております。科学館のランニングコストとしましては、開館初年度1億5,100万円余りを見込んでおり、事業費の内訳としましては、人件費に1億円余り、オーテピア高知図書館などと面積案分で算定をしております共通経費など維持管理費に2,700万円余り、プラネタリウム番組の制作費など事業費に2,200万円余りを計上しております。

なお、収入を差し引きました2分の1の7,243万1,000円が県の負担ということになっております。

再度、②の当初予算議案説明書のほうに戻っていただきまして、640ページをお開きください。

社会教育振興費でございます。3つ目の郷土学習支援事業委託料は、小学生が郷土の偉人の生き方や志についてフィールドワーク等による体験を通して学びを深めるもので、土佐史談会に委託して行うものでございます。

1つ飛ばして、社会教育振興事業費補助金は、高知県連合婦人会やPTAの連合組織など、社会教育関係団体に対して助成を行うものでございます。

次のふるさと教育推進事業費補助金は、子供たちがふるさとへの理解を深め、郷土愛を育む教育活動を行う団体へ助成を行うものでございます。

次に、1つ飛ばして、3学校・家庭・地域教育支援事業費でございます。このうち一番下の改修工事請負費と次のページ、職員研修等負担金を除きまして、2つ目の放課後児童

支援員認定資格研修実施委託料から、641ページの放課後児童クラブ施設整備事業費補助金までと、さらに1つ飛ばしまして、学校支援地域本部等事業費補助金までを別とじの主要事業説明資料で御説明させていただきます。

別冊の参考資料、主要事業説明資料の45ページをお願いします。放課後子ども総合プランをお開きください。

この事業は、放課後等に子供たちの安全・安心な居場所を設け、留守家庭の子供の放課後の生活の場である児童クラブと、放課後においてさまざまな体験・交流活動を行う子ども教室を総合的に推進するものでございます。

資料左下の実施内容にありますとおり、平成30年度の実施予定箇所は児童クラブが175カ所、子ども教室が148カ所となりまして、約95%の小学校に放課後の居場所が設置される予定となっております。

平成30年度に予定をしております主な取り組みは右側に記載をしておりますが、両事業の運営費や、児童クラブの施設整備に対する補助などを引き続き行ってまいります。

人材育成につきましては、児童クラブの支援員に対する認定資格研修の実施や、児童クラブの補助員を養成するための子育て支援員研修、放課後児童コースを引き続き実施いたします。

資料右下の学び場人材バンクの設置は、放課後における学びや体験活動と、学校支援地域本部の取り組み内容を充実強化させるために、市町村や学校の求めに応じ、人材の紹介や出前講座などを行うものでございます。

手前の44ページ、学校支援地域本部等事業をごらんください。

この事業は、地域による教育支援活動を通じまして、さらなる学校教育の充実を進めるとともに、地域全体の教育力の向上を図り、地域ぐるみで子供たちの育ちを支援する体制づくりを行うものでございます。来年度、保・幼・小・中・高では34市町村、164本部、257校で実施予定となっております。小中学校に限りますと、現在の189校から241校へと大幅に増加をいたします。運営費等の補助につきましては、中核市であります高知市を除く33市町村に対して行ってまいりますとともに、全市町村への設置促進の支援ですとか、人材育成研修などを引き続き行ってまいります。

また、これらの学校支援地域本部の取り組みを、地域と学校がパートナーとなって子供たちの見守り活動や学校支援などを協働で行います、高知県版地域学校協働本部へと発展させたいと考えておりまして、平成30年度は、現在6市町7モデル校で実施されております取り組みを全ての市町村へ広めてまいります。

ここで再度②の当初予算議案説明書の641ページへお戻りをいただきまして、4の環境学習推進事業費を御説明させていただきます。

この事業ですが、自然体験活動の指導者の養成や、学校への派遣などを通じて、子供た

ちが自然に親しむ環境づくりを進めますとともに、子ども地域学習推進事業委託料では、異年齢の子供たちが中山間の課題解決に主体的に取り組む体験型の地域学習を、県内NPO法人とともに推進するものでございます。

次に、1つ飛びまして、5 青少年教育施設管理運営費でございます。こちらは県が直接運営する青少年センター及び幡多青少年の家の人件費や管理運営費、主催事業に係る経費のほか、香北青少年の家、高知青少年の家、青少年体育館、塩見記念青少年プラザの4つの施設の運営に係る指定管理委託料などがございます。

以上、生涯学習課の平成30年度歳出当初予算額は17億1,748万7,000円で、前年度当初予算比78.1%となっております。

なお、減額の主な内容は、塩見記念青少年プラザ改築工事費の減によるものでございます。

それでは、次に643ページをお願いします。

これまで御説明しました予算のうち債務負担行為をお願いするものでございます。これは、青少年センター整備事業費につきまして、平成30年度から平成31年度にかけて陸上競技場の改修工事を実施するためのものでございます。

以上で当初予算の説明を終わります。続きまして補正予算について御説明をさせていただきます。

お手元の資料④補正予算議案説明書の338ページをお願いします。

まず、左の科目欄、上から3つ目、4 学校施設等整備費の右側の説明欄をごらんください。1 青少年教育施設整備費でございますが、1つ目の設計等委託料は、青少年センター陸上競技場改修測量設計委託料及び体育館天井改修工事監理委託料の入札残に伴う減額となっております。

2つ目の建築等工事請負費は、青少年センター体育館の天井改修工事と塩見記念青少年プラザ改築工事の入札残などに伴う減額でございます。

次に、科目欄1 生涯学習費について御説明いたします。右側の説明欄をごらんください。1の生涯学習推進事業費の長期宿泊体験活動推進事業費補助金及び学校・家庭・地域教育支援事業費の1つ目の放課後子ども教室推進事業費補助金、その下の放課後児童クラブ推進事業費補助金、1つ飛ばしまして、学校支援地域本部等事業費補助金は、いずれも市町村が見込んだ活動に要する経費の額が当初の計画を下回ったことなどに伴う減額となっております。

また、下から2つ目の放課後児童クラブ施設整備助成事業費補助金につきましては、当初、国と県の補助率がそれぞれ3分の1でございましたが、要件によっては国の補助率が3分の2、県の補助率が6分の1となる要綱に改定され、適用されたことに伴い減額するものでございます。

続きまして、340ページをお願いします。

繰越明許費について御説明をいたします。

青少年教育施設整備費は、12月議会で御承認をいただきました青少年センターの競技場整備工事などの1億2,209万8,000円に加えまして、塩見記念青少年プラザ改築工事請負費などにつきまして7億2,315万9,000円を追加して、合計で8億4,525万7,000円を繰り越すものでございます。

私からの説明は以上でございます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎前田委員 先ほど説明がありましたニート、ひきこもり対策を強化されるということだったんですが、具体的にどのように強化をしていくのでしょうか。

◎森生涯学習課長 拠点の地域を高知市と南国市、それから幡多のほうに3カ所新たに置いて、今年度から強化をしてきたところです。その強化を踏まえて、来年度はさらにニート、ひきこもりの方が次のステップとして、就職の場所というのが必要になってまいりますので、そういった場所の開拓ですとか、あるいは地域の方々、民生・児童委員ですとか、私立の学校ですとか、いろんなどころにこの施設、若者サポートステーションの情報等も伝えまして、その地域で困っている方、御苦勞されている方の情報を引き出して、そこに支援をしていこうと、アウトリーチのところも強化していきたいと考えております。

◎前田委員 高知県内に一体何人ぐらいそういう対象の方がおられるのかと、あわせてその対象となる年齢はどんな感じになっているのか。

◎森生涯学習課長 平成27年度の国勢調査では3,312人という数字がございます。若者サポートステーションのほうで支援をしている現在の人数で言いますと439人です。年齢構成ということになりますと、10代が大体47%ぐらい、20代が40%ほどで、30代が13%となっております。

◎前田委員 先ほどの構成は3,312人に対する構成ということでしょうか。

◎森生涯学習課長 3,312人の年齢構成というデータはございませんので、あくまで若者サポートステーションで今支援をしておる方の年齢構成を見ると大体そのようになっているということでございます。

◎前田委員 全国の統計から見た高知県内の3,312人のひきこもり等の方ということですが、現状高知県がサポートしている439人に対しての情報は当然わかるということなんですよね。ということであれば、この3,312人という、そもそも論でこの数字が本当にそれが県内の実態をあらわしているかどうかの多分確認調査等は必要になるのではないかなというふうに思いますし、あわせてアウトリーチ型ということですので、まずは人数の把握、ここをきちっとしていただきたいなというふうに思いますが、何か具体的に考えられていることはございますか。

◎森生涯学習課長　そもそも3,312人の中身は、総務省が国勢調査でやったもので、どこまで資料がいただけるのかというところは検討してまいりたいというふうに思います。

それから、県庁全体を挙げて今このようなひきこもりの方々にどう支援をしていくかというところは、商工労働部ですとか地域福祉部などとも一緒に今取り組んでおりますので、その中で、委員がおっしゃったようなことについても検討を深めてまいりたいと考えております。

◎野町委員　私も本会議で質問をさせていただきましたけれども、農福連携の部分でも先ほど課長がおっしゃられたように、地域福祉部とまさに連携をしていただいて、特に今農福連携についてはこのひきこもりとかの症状に悩まされている方が、割と農業のほうが合っているのかなということで、10を超える事例が出てきているような状況なんですけれど、若者サポートステーションのほうで従来どういった職業にマッチングしたり、あるいはそれがうまくいったりというような状況になっているのか教えていただけますか。

◎森生涯学習課長　やはりいろんな細かい作業というよりは、例えばスーパー、小売店だとか、そういう事業のところでもやられているところが多いです。それから、今おっしゃった農業という部分では、我々も職業体験をしていくという中で、農業の分野も幾分かありますけれども、そんなに多くまだ開拓はできておりませんので、先ほどおっしゃった農福連携というところも含めて、そういうところの開拓もしていこうと考えております。これから商工労働部、地域福祉部とも一緒に、農福連携のところも一緒に取り組もうということをしておりまして、来週、そういった事例について検討しようということで、集まる予定ですので、そこでおっしゃられたことも検討はしていきたいと思います。

◎野町委員　特にそういう方々の中には特殊な作業に関して物すごく能力を発揮されるようなケースが多いと聞きますし、実際、一般の方々よりもすごく、農家にとっては重宝しているというようなお話もあるので、農業振興部のほうでもそういう方々にやっていただくためにはどういう作業がいいのか、分解作業なんかもやっていこうかみたいな話もしていますので、そういう意味でまた地域福祉部もそうですが、農業振興部のほうとも連携していくのは一つの方法としてはいいのではないかと思いますので、よろしく願いします。

◎森生涯学習課長　今おっしゃられたような農福連携とか、当然農業部分が関係しますので、そういった分も連携はしていこうと考えております。

それから、IT関係のところは、現在1カ所しか確保できていませんので、そこもこれから開拓をしていこうということを考えておりますので、それぞれの方に合った場所を幅広く多様な選択ができるようなところは大事なところだと思いますので、そこはそういう形で進めていきたいというふうに考えております。

◎明神委員 学び直しと自立支援の課題の中で、地理的、経済的な状況から若者サポートステーションへの通所は困難な若者への支援の充実とありますけれども、通所困難な若者の実数と課題解決に対する施策はどのようなものがあるのか。

◎森生涯学習課長 先ほどの439人のうち、通所が困難という数字を押さえておりませんが、対策としまして、今年度も機動力の強化ということで、各サポートステーション、車の配置を強化しております。これまで7台だったものを9台という形で2台ふやしたということで、アウトリーチの強化ということでさせていただきました。実際、そのお家に行って車に乗っていただいて、サポートステーションのほうに来ていただくこととか、あるいはお家のほうでこちらから先ほど言った機動力を使って出ていくとか、あるいはまた県下9カ所で出張相談ということもやっておりますので、そういうところで対応したりとか、そういった形で現在も対応しております。

◎明神委員 わかりました。それと運よく進路が決定したと。けれども、早期離職に至ったという方も、また再度このサポートステーションの支援をするというような考えで取り組んでいますか。

◎森生涯学習課長 基本的に就職をされた後1年間はきっちり見ていこうと。ただし、それが2年、3年になると新しい方も入ってきますので、そちらになかなか手が回らないということもございます。けれども、今年度特に1年を超えた時点で、これまで支援した方には何かあったら必ず連絡をしてくださいということを保護者の方にも伝えるということをしつかりやっけていこうということで、今年度からそういう取り組みをしています。数字的なことで申しますと、平成27年、28年度、244の方が就労されております。そのうち、その後、離職をされたということがわかっている方が54人おりました。そのうち49人再登録していただき、13人が再就職に至ったという状況でございます。

◎坂本（茂）委員 関連になりますけれども、過去の累積の分の進路決定率が57%ということで、それぞれがどのような分野に進んで、その後ずっと継続して勤められているかどうか、その情報はずっと蓄積していく必要があると思うんです。確かに数が多いので、全ての人たちが離職した、あるいは離職した後どうなったという追跡ができないのかもしれないけれども、どの辺まで情報が蓄積されていっているのか教えてください。

◎森生涯学習課長 今具体的にどこにどうという資料は手元にはございませんが、これまで支援してきた、現在も支援している高知県社会福祉協議会のほうにもそういったデータはございますので、そこはしっかり見ていきたいと思っております。

◎坂本（茂）委員 そういう中で先ほど農福連携の話もあつたんですが、分野としてはどのような分野に進んでいるのか。大まかでも結構ですけど。

◎森生涯学習課長 電気関係、スーパーのような小売関係、清掃、警備、あと農業のほうにも就職をしていただいているような事例はございます。それと加えまして、就労だけで

はなくて進学のほうもございます。

◎坂本（茂）委員 スタートした当初は、やはり待っているという感じで、出てこれる若者しか対象にできてなくて、そこはどうなのかという議論もあったんですけども、徐々にアウトリーチのほうも充実させていくと。どうしてもひきこもり傾向にある方というのは出てこれない、出てこれない方にどうやってアプローチしていくかということが課題になっていたわけで、その辺がアウトリーチ型の支援もできるように最近はなってきたということなんだろうと思うんですけども、明神委員も聞かれていたんですけども、大まかで構いませんけれど、アウトリーチで相談を受けている方が何人、何%ぐらい。実際来てもらっている方が何%ぐらいというのはわかりませんか。

◎森生涯学習課長 アウトリーチをどの程度今、年間やっているかという、そういった数字は今手元にはございますけれども、全体の中での割合というところは、少し今この資料の中でははっきりしませんので、そこは調べればわかりますので。

◎坂本（茂）委員 今そうしたらアウトリーチをしている件数というのはどれぐらいなんですか。

◎森生涯学習課長 3,656件ということになります。今年度、1月末現在ということですよ。累計です。同じ方に2回ということがありますので。

◎坂本（茂）委員 延べということですね。わかりました。

どうしてもアウトリーチの部分を充実させていくことから、ちょっとでも出てきてもらうということにつなげるしかないと思いますので、よろしく願いしておきたいと思えます。この予算で見ると、結局サポートステーションの事業と実施委託料ということでありましてけれども、その中に生活困窮世帯の学習支援の部分なんかも入ったりということにはなっているわけですか。

◎森生涯学習課長 そのとおりです。

◎坂本（茂）委員 わかりました。

学校支援地域本部等事業なんですけれども、具体的になかなか我々見えていないというか、郡部市町村の場合で、実際実施されているところがどうなのかというのはわかりませんが、例えば高知市内なんかで、支援地域本部がどのように機能しているかというようなことが少し見えていないというのが、実は私自身は正直ありまして、例えば学校の応援団をつくったりする上においても、今でもいろんな地域の社会資源である団体がありますよね。しかし、そういった方たちをどうやって組織するかということで、相当都市部では困っているところなんかもあるんですけども、学校の応援団というのがうまく組織できて、なおかつその中から地域コーディネーターが地域側の窓口としてきちんとして、それが十分学校の窓口と機能しているというふうになっているのかどうかというのは、どのように受けとめられていますか。

◎森生涯学習課長 学校支援地域本部という事業は、おっしゃった学校のいろんな取り組みをするにしても、地域の方々の力をかりないと実際回ってこないし、学校教育の質を上げるというところでも地域の方の力は要りますということがベースにあります。先ほど広がりのことを申しましたが、これまでぜひこういった取り組みを県下に広げていきたいということで、来年度は8割まで広がってきたということがありますので、今はとにかくこういう取り組みをまずいろんな学校に入れていきたいと思います。

もう一つは、さっきおっしゃったその中身の質の問題、どういう活動を学校の中に入れていただくのか。例えば、小中学校でありましたら学習支援ということで、丸つけをしていただいたりとか、いろんな学校の行事の中に地域の人が入っていただいたりとかということで支援をいただいております。そのときは地域コーディネーターがキーになってまいります。学校と地域を結ぶ方ですので、この方が地域の方をよく知り、地域の方々の顔も知りという方がなっていて、そうすることで、地域が組織としてまとまるということになってまいりますので、1つはこの地域コーディネーターをいかにどういう方を確保するのか、そしてどういうふうに育てていくのかということは大事だろうと思っています。そこの充実によって、学校の活動というのもそれに並行して充実していくんだらうと受けとめております。

◎坂本（茂）委員 地域コーディネーターの研修を新規事業でやるということになっていきますけれども、今できている本部には地域コーディネーターがそれぞれ必ずいるということだと思えますけれども、こういった方が主にこの地域コーディネーターになられていますか。

◎森生涯学習課長 全ての本部に地域コーディネーターがおりまして、例えばPTA関係の方あるいはOBの方のところが大体28%ほどございます。民生・児童委員の方も十二、三%ほどおられる。あと教員OBの方ですとか、さまざまな方になっていただいているというのが実態でございます。

◎坂本（茂）委員 そのような方が選出されて、なおかつ学校の応援団、地域の組織化ができて初めて、そこには地域支援本部ができたという形で数として計上されていくということですか。

◎森生涯学習課長 そういうことです。

◎西森委員 新年度予算で建築等工事請負費、野市の青少年センター陸上競技場の改修とか関連施設の整備ということで、4億8,000万円余りの予算が出されております。その中で特に大きいのは陸上競技場の改修工事ということで4億3,000万円余りで、第3種の公認陸上競技場として整備をしていくということになっております。ちょっと私1つ提案というか、要望させていただきたいんですけれども、以前春野運動公園を整備して、いろんなふぐあいが生じたりとかという問題が起こったこともありました。そこで、やはりきち

んとした形でそういうことが起こってはいけないと思いますので、これから公告、入札等が行われていくのだと思いますけれども、入札参加資格に、ぜひ登録運動施設基幹技能者というものを入れてはどうかと思います。これはどのような技能者かといいますと、運動施設づくりの熟練のわざを持った技能者で、一連の作業の流れについて高度に処理する能力を有する者で、現場における直接の生産活動の中核的役割を担う立場の人ということだと思います。春野運動公園のときにはこの条件というのが入っていなかったのではないかと思いますので、きちんとした形でふぐあいを生じさせないと考えたときにはこういった技能者の資格を持った人に入ってもらって工事を進めていくということが大事な部分なのかと思います。どのようにお考えでしょうか。

◎森生涯学習課長 これから予算案をお認めいただければ、入札というところに入りますので、基本的には一般競争入札、額としてもかなり大きな額になりますので、一般競争入札ということになろうかと思えます。そのときの要件として、今委員がおっしゃられたところを加えるかどうかということになってまいらると思うんですが、おっしゃられた登録運動施設基幹技能者という方を備えた業者ということで行くと、今全国で3カ所ぐらいに絞られてくるのではないかというふうなところもございまして、先ほど申しました春野運動公園の例のことも踏まえて、1つ条件として入れたほうがいいのかどうかということも含めて、土木部等とも情報をいただいて、その辺につきまして検討はしてみたいというふうに思っております。

◎西森委員 今資格を持ってなくても、資格を取っていくこともできるわけですね。期間がどれぐらいかかるのかわからないですけども、きちりと施工を始めるときにはそのような資格なりを持っているというような形でもいいんだと思うんですよ。だから今資格がある事業所というのは限られているけれども、それ以外の事業所でも、きちりと研修、講習を受けてもらって、それで資格を有してもらって工事に入っていくという、そのような形を、ぜひ取っていただきたいということを要望させていただきます。

◎森生涯学習課長 引き続き検討させていただきたいと思えます。

◎西森委員 入札ですから、少ないというのは、これも課題があるというふうに思えますので、そこはいろんな考えで、先ほど言ったような、どういうふうに参加がたくさんできて競争が働くような形も当然大事なことです。そこは土木部とも検討をしていただければと思います。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

〈新図書館整備課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、新図書館整備課の説明を求めます。

◎国則新図書館整備課長 新図書館整備課でございます。

まずは、平成30年度当初予算につきまして御説明をさせていただきます。

お手元の資料②議案説明書当初予算の644ページをお願いします。

歳入の主なものにつきまして御説明いたします。

まず、7分担金及び負担金、10の教育費負担金、新図書館整備費負担金でございます。オーテピア高知図書館で行う県市に共通する業務に関しましては、地方自治法の連携協約の制度を活用し、県市で役割分担を明確にし、相互に連携しながら実施していくことにしております。この負担金は、オーテピア高知図書館で使用する備品や消耗品などの購入のほか、県市の共通業務のうち、県立図書館が主体となって実施する事業企画や広報業務、新図書館情報システムの管理運営に関する経費などに関し、県市の費用負担割合に応じて高知市から負担金を受け入れるものでございます。

次に、12の繰入金、2の基金繰入金、こうちふるさと寄附金基金繰入でございます。これは、子供の育成のために役立ててほしいと県内在住の方から寄附の申し出があり、寄附金の使い方などについて御意向を確認する中で、県立図書館で購入する小・中・高等学校向けの貸出用の図書などに寄附金を活用することになり、高知県こうちふるさと寄附金基金から繰り入れるものでございます。

645ページをお願いします。

14の諸収入、1受託事業収入、新図書館等整備受託事業収入ですが、これは新図書館情報システムの構築業務や図書の移転業務などは高知市から受託し、県の負担分とあわせて県が発注しておりますので、高知市から受託事業収入を受け入れるものでございます。

次の8雑入、新図書館整備課収入ですが、これは県立図書館の出版物の売り上げのほか、非常勤職員、臨時職員の労働保険料などでございます。

646ページをお願いします。

歳出につきまして主な事業の内容を御説明させていただきます。

右側の説明欄をごらんください。

まず、1の新図書館等整備事業費でございます。2つ目の図書移転等業務委託料は、オーテピア高知図書館への図書館資料などの移転に係る経費でございます。当該業務ですが、本年1月からオーテピアへの移転作業を開始し、市民図書館の図書等の搬入は既に終わりをまして、現在県立図書館の図書などの搬入を行っているところでございます。作業は順調に進んでおりまして、6月上旬ごろには業務が完了する予定でございます。

次に、広報等委託料でございます。オーテピアの開館日に関しましては先月、7月24日を開館日として正式に決定いたしました。開館に向けたさまざまな広報や、開館時の記念イベントなどに関する業務に関しましては、現在県と市が一緒になって作業を進めているところでございます。開館に関する広報は、高知みらい科学館や高知声と点字の図書館も含めた複合施設全体の広報となりますので、高知市に事業費の2分の1を委託し、高知市が一括して事業者へ委託し行っております。現在、ポスターやチラシ、のぼり旗、イベ

ントなどで配布するノベルティーなどの広報ツールを作成しております。でき上がり次第、関係機関の協力も得ながら広く周知していくことにしておりますが、来年度はこれに加えテレビなどの広報媒体も活用しながら、開館に向け機運を高めていきたいと考えております。

次の調査等委託料は、工事の終了後に実施する周辺の家屋や店舗などに対する工事の影響調査などに要する経費でございます。

次の看板設置等工事請負費は、オーテピアへの案内標識の設置工事に要する経費などでございます。

次に、事務費でございます。これはオーテピア高知図書館で使用する閲覧用の椅子や4階のホールや学習室の机、椅子などの購入経費のほか、当課の事務経費などがございます。

647ページをお願いします。

2の図書館管理運営費でございます。これは県立図書館の職員の人件費や、オーテピア高知図書館の施設管理などの業務のうち、費用負担割合に基づき県立図書館が負担する費用などがございます。

まず、3つ目の管理等委託料でございます。昨年9月議会でオーテピア高知図書館に係る施設の管理などの業務に関して、地方自治法に定める事務の委託の制度を活用し、県立図書館に係る事務の一部を高知市に委託することの議決をいただきました。この管理等委託料は、事務の委託に基づき、施設の維持管理に要する光熱水費や施設駐車場の警備、清掃等といった経費のほか、近隣民間駐車場の利用料に対する負担経費や、開館準備や新聞とじ、書架整理など専門性を要しない図書館業務に要する経費などについて、高知市に委託をするものでございます。

その次の廃棄物処理等委託料でございますが、これは県立図書館で使用しておりました備品、消耗品などのうち、オーテピア高知図書館や庁内で転用して使用するもの以外で不要となる書架などを廃棄するために要する費用などがございます。

次に、3の図書館活動費でございます。2つ目の新図書館情報システム等構築等委託料ですが、これは新図書館情報システムの構築や保守に係る経費のほか、システムのLAN配線設備に必要なネットワーク機器や、セルフ式貸出機、予約受け取り棚などの購入及び保守などに要する経費でございます。

次に、3つ下のインターネットホームページ作成等委託料ですが、これは開館に当たって、オーテピア各施設に関するサービスやイベントなどの情報を発信するためのホームページを新たに構築するための経費などがございます。当業務は昨年12月末に委託業者と契約を締結し、開館前の6月下旬の開設を目指して現在県と市で作業を進めているところでございます。

648ページをお願いします。

1つ目の運営費負担金でございます。これは県市の共通する業務のうち、高知市民図書館が主体となって実施する窓口サービスなどの業務に必要な臨時職員の賃金や消耗品などの経費を費用負担に関する協定に基づき、高知市に対して2分の1を負担するものでございます。

次の事務費でございますが、これは県立図書館の図書資料の購入費や市町村立図書館などへの支援に係る経費、電子書籍に要する経費など、県立図書館が単独で実施する経費のほか、事業企画や広報業務といった県立図書館が主体となって実施する共通業務に係る開館記念講座の講師謝金や、新図書館情報システムの管理に要する経費などでございます。

ここで、別とじの総務委員会資料、議案説明資料の新図書館整備課の赤いインデックスのついた、オーテピア高知図書館の年間ランニングコスト見込みについてをお願いします。

資料の平成29年10月総務委員会報告（A）とございますが、昨年10月の総務委員会の時点では、開館後の年間事業費、ランニングコストとして、県市合わせて約11億1,300万円を見込んでおりました。その後、当初予算に向け、高知市総務部など関係機関と内容をさらに精査し、現時点では約10億9,600万円を見込んでおります。前回との比較で言いますと、維持管理費に関しましては、入札による減や管理方法の見直しなど、また一番下の近隣の民間駐車場への利用料負担に関しましては、駐車場ごとに利用状況などを考慮して、より細かく算出を行ったことなどによりまして、前回の説明時より約1,700万円少なくなっております。

なお、資料右側の参考に記載しております平成23年1月の基本構想検討委員会でお示した試算額の7億円と比べますと、施設規模が拡大したことやサービス検討委員会での議論などを踏まえ、サービスが拡充されたことなどによりまして、人件費や維持管理費など全体で約4億円ふえております。

次のページの新図書館等複合施設の整備についてをお願いします。

イニシャルコストに関してでございますが、一番上の建築主体工事及び設備工事につきましては127億9,200万円余りとなっております。また、市の単独部分を除いたトータルのイニシャルコストについてですが、平成29年度の当初予算時には148億9,000万円を見込んでおりましたが、現時点で145億9,400万円を見込んでおります。備品の購入など一部の事業は開館に向け来年度も継続して実施しますので、額が確定した時点で改めて報告をさせていただきたいと考えております。

次のページのオーテピア高知図書館の組織体制についてをお願いします。

昨年7月の総務委員会で組織体制の概要を説明させていただきましたが、県市ともに組織定数が決まりましたので、御報告をさせていただきます。

資料の左側にございますように、今年度は正規、非正規職員を合わせ、県立図書館が46名、市民図書館が34名の計80名となっております。これがことし4月以降のオーテピア高知図書館の新体制では、資料にございますとおり県市独自業務と共通業務を行うセクションから成りますが、開館年度の繁忙対応臨時職員4名を含め、県と市を合わせ100名体制となります。今年度との比較で言いますと20名の増となります。

なお、共通業務に関しましては、連携協約に基づき県と市で役割分担を明確にし、県市それぞれの館長の指示命令に従い業務を行うことにしておりますし、また県市の職員をそれぞれ配置し、連携・協力しながら実施していくことにしております。

議案説明書の648ページにお戻りください。

以上が新図書館整備課の平成30年度当初予算の概要でございます。予算額は9億6,676万3,000円で、平成29年度でオーテピアの工事が完了したことなどから、前年度比で43億6,300万円余りの減となっております。

続きまして、平成29年度2月補正予算につきまして御説明をさせていただきます。

お手元の資料④議案説明書補正予算の341ページをお願いします。

まず、歳入の主なものにつきまして御説明をいたします。

7の分担金及び負担金、10の教育費負担金、新図書館整備費負担金でございます。これはオーテピア高知図書館で使用する備品や消耗品の入札を行い、執行残が生じたことなどから、これらに係る高知市からの負担金を約1,100万円減額するものでございます。

次の9国庫支出金、2の国庫補助金、新図書館整備費補助金と14諸収入、6受託事業収入、新図書館等整備受託事業収入でございます。これは昨年12月にオーテピアの建築工事等が完了し、当初の見込みを下回ったことなどから、それぞれ減額を行うものでございます。

次の14諸収入、8雑入、新図書館整備課収入には22億9,300万円余りを計上しております。これは、平成28年度から29年度に繰り越しました建築工事や電気、空調など各設備工事に係る高知市の負担分を諸収入として受け入れるものでございます。

次の15の県債、1県債、新図書館等整備事業債でございます。これは県庁全体で財源不足に対応するため、行政改革推進債などを20億円追加発行しようとするもので、当課ではオーテピアの建築工事に1億4,000万円を充当することなどによるものでございます。

続きまして、343ページをお願いします。

歳出に関しまして御説明いたします。

右側の説明欄をごらんください。

まず、1の新図書館等整備事業費でございます。これは新図書館情報システムのネットワーク機器の整備や、オーテピアの建築工事、外構部分の整備工事のほか、オーテピア高知図書館で使用する備品、消耗品の購入に係る費用などが当初の見込みを下回ったことに

より減額を行うものでございます。

次の2図書館活動費は、県立図書館が所蔵している郷土資料のデジタル化や、司書の専門性の向上のために実施している他県図書館への長期派遣に関し、執行残が生じたことなどから減額を行うものでございます。

私からの説明は以上でございます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎土居副委員長 ランニングコストの説明の中で、維持管理費の施設及び設備の保守管理費で削減が図られているんですけども、何を根拠に下がることとなったのかお聞きします。ここに載っているのは全て委託業務だと思うんですけど。

◎国則新図書館整備課長 こちらの経費につきましては、先ほど申し上げましたように、事務の委託によりまして施設の管理、維持管理につきましては高知市に委託しております。県と市で一緒に予算の組み立てをやっている中で、こちらの資料にございますように、委託につきましてはもう既に入札を行ったものもございまして、入札の減ですとか管理方法を10月に説明したときには11億1,300万円ということで費用が大きかったですが、その後いろんな方法がないかということで見直しを行いまして、そういったことで減が生じたものでございます。

◎土居副委員長 実際入札した結果ということになったと思うんですけど、これらの委託業務は全て最低制限価格が設定されていますか。市の発注とはいえ、県として把握していますか。

◎国則新図書館整備課長 その辺確認はしておりませんが、市の入札方法によって行ったものだと思います。確認をしておきます。

◎土居副委員長 全てではないと思うんですけど、一部設備管理委託の発注に、最低制限価格の設定なしの底なし入札をやっているという情報があります。実際やっているみたいなんですけれど、もしそういう入札の結果、設備費の削減ということであるなら、それはもう今その働き方改革とか大きな流れの中で、業者に対するしわ寄せあるいは過当競争、こういうことにつながりますので、そういうのはやめるべきで、市のほうにも言っていただきたいんですけど、そういう状況での委託というのは、課長としてはどう思われます。

◎国則新図書館整備課長 必要額につきましては適切に、業者の見積もりなんかも参考にしながら見積もって、適正な価格で入札を行っておると思いますが、確認しまして、後ほど御報告をさせていただきたいと思います。

◎土居副委員長 委託にするにしても適正な入札発注という形でやるべきだと思いますので一回調べていただいて、最低でも最低制限価格制度というのは維持した中での入札にするべきじゃないかということ意見を申し上げておきたいと思います。

◎三石委員 単純なことなんですけれど、多くの方に利用していただくということは非常にいいことで、利用してもらいたいんですが、ひろめ市場なんかもありますね。例えばあそこで一杯やって、酒に酔っぱらった者が体冷やすために図書館へ来たりとか、よさこい祭りなんかもありますね。一遍見せてもらったけれど、眺めもいいし、たくさん人が来たりとか。また夏休みも生徒児童、保護者も含めてたくさん来ると思うわけです。そういう混乱というか、それを整理する役目の方は、警備員とか置くわけですか。

◎国則新図書館整備課長 資料にもございますように、施設の警備、維持管理のところに入っておりますように、館内も巡回して警備する警備員もおります。そういった施設を適切に使っていただけるように、警備員も配置しながら運営を行っていきたいというふうに思っております。

◎三石委員 一杯やって、酔っぱらいが度を過ぎたら出ていってくださいと注意してくれるわけですか。

◎国則新図書館整備課長 利用者の状況を見ながら、ふさわしくないということであれば、声もかけさせていただくようにはなると思いますが。

◎三石委員 夏休みなんかは、子供とか保護者とか、生徒なんかもたくさん利用されると思うんですが、よさこい祭りのときなんか、たくさんの方が来て占領するとか、そういうことも考えられるわけですよ。そういうときも整理するわけですか。

◎国則新図書館整備課長 よさこい祭りの期間につきましては、施設が図書館でございますので、図書館部分につきましては、裏側が競演場になっておりますので、その期間を休館にしまして、図書の整理を行うための期間に充てております。

◎三石委員 多くの方に利用していただくということは基本ですけれども、目的外で使用する方については、注意なり、指導していただくようにしてもらいたいと思います。

◎加藤委員 開館もいよいよ見えてきて、視察をさせていただいて、いい施設ができたなと楽しみにしています。これをきっかけに、図書館の関心が高まって本当に利用が図られればいいなと思います。

ただ、御説明いただいたランニングコスト、当初から比べると事業費が大きくなってきて、今回いろいろ工夫をしていただいて、1,700万円の減の見込みということで御説明をいただきましたけれど、平成23年1月の資料と比べると、人件費と維持管理費が非常に大きいウエートだと思うんですね。このあたりは、スタート時に見込んでいた経費と、不断の見直しをしていながらやっていただきたいなと思います。今警備員が図書館の中というお話ありましたけれど、警備員というのは、大体施設警備と駐車場警備で1億円ぐらい見込んでいますけれど、館内の警備員というのは、図書館にいらっしゃるケースというのは結構多いんでしょうか。今、県立の図書館ではいらっしゃいますか。

◎国則新図書館整備課長 これまでの県立図書館には警備員という形ではございませんで

した。ただ、他県の図書館なんかも視察をしておりますが、大きい大規模な図書館では、そういった警備員を配置して運用しておるといふところもございます。

◎加藤委員 この警備と、それから館内の職員の数も当初の見込みよりもふえていると思うんですね。例えばスーパーなんかで自動レジがふえてきたりとか、またいろんな技術の発展で効率化を図っていく動きというのを、これからも大きくなっていくと思うんですね。視察させていただいたときに、自動で貸し出しのできるシステムも入っていましたので、いろんな工夫をしながら、あるいは県市の連携がもっともっと深まっていく中で、こういう人件費なんかも適正化がどんどん図られていくと思うんですね。そういう協議もぜひしていただきたいと思います。前回の議会でも御質問させていただきましたが、駐車場も気になっていましたが、約500万円、算出方法で削減が図られるということでありまして、隣の高知市の西敷地が年間1,600万円です。貸す方向で今検討されていまして、片やこの駐車場の負担で約4,400万円ということですので、結構な負担となる金額だと思っております。試算で、どれぐらい来るかというのは実際オープンしてみないとわからないところがありますので、様子を見ながらやっていただきたいと思いますが、この駐車場についても不断の見直しをしながら、運営を図っていただきたいと思いますが、その辺はいかがお考えですか。

◎国則新図書館整備課長 ランニングコスト、先ほど約11億円ということで説明をさせていただきました。駐車場に関しましても、4,400万円ということで額は非常に大きいといふところもございます。予算を効率的に執行していく必要があるということで、我々も課題意識を持っておりますので、現在のこの試算が年間の来館者数100万人を前提にしまして、1日当たりの駐車場の利用台数などをもとに算出してあります。開館後の利用状況によって、まだ開館しておりませんので、利用状況はわからないというもとの試算をやっておりまして、試算の根拠となる数字をつつくことによって大きく変わってくるというところがございます。

開館後におきましては、実際の利用の状況を見ながら、近隣の駐車場の活用方法につきましても、利用者の利便性も重要な視点だと思います。それから、コストの面も大事ですので、その両面から、よりよい方法がないか、実態を見ながら見直しの検討を行っていきたいというふうに思っております。

◎加藤委員 ぜひ利便性とコストの面としっかり検討していきながら、運営、工夫もしていただきたいと思います。

それと、これは要望にしますけれど、ノベルティーとか、いろいろ啓発していく中で、当然高知市が中心にはなってきますけれど、県下広いわけですから、できるだけ郡部の方々にも情報が届くような配慮も工夫してやっていただきたいと思います。

◎坂本（茂）委員 入館者目標100万人ということでしたが、貸出点数が110万点で想定し

ているんですけれど、これは県立の分だけですか。新図書館全体ですか。

◎国則新図書館整備課長 オーテピア高知図書館ということで、県立図書館と市民図書館合わせたオーテピア図書館分です。

◎坂本（茂）委員 市民図書館の中には分館の貸出点数も入っているんですか。オーテピアだけで分館は除いているということですか。

◎国則新図書館整備課長 本館での貸し出し分ということです。

◎坂本（茂）委員 そうしたら、単純に比較はできないかと思うんですけれど、結局県市合同でやっている図書館がほとんどないわけですから、全国的な貸出点数からいうと、この110万点というのがほかの公立図書館と比べて、どれぐらいの位置にあるんでしょうか。

◎国則新図書館整備課長 ちょっと手持ちがないですので、調べて後で説明をさせていただきたいと思います。

◎明神委員 図書館の活動の現状と課題の中に、オーテピアの図書館を核として県民がそれぞれの地域で読書し、役立つ情報が得られる環境整備、充実していくことが求められているとありますけれども、そのとおりだと思います。この課題に対する解決の具体的な取り組みについて伺います。

◎国則新図書館整備課長 オーテピアが開館しまして、オーテピアの周辺、高知市だけの近くの方だけが図書を利用されることであってはいけませんので、県内広く図書を利用される方の利便性が上がらないといけないということがございまして、オーテピアの構想が入ったときに県市共同でやるサービス、来館された方に提供するサービスとあわせて市町村支援といいますか、来館されない方も市町村立図書館を使って図書が利用できるというようなところで、市町村支援を強化していこうということがございます。

主要事業説明資料の69ページにございますように、図書館で行う事業の概要ということで、下のほうに実施内容というところで書いてございまして、左側のほうにオーテピア高知図書館の機能の充実ということで、図書館資料・情報の提供ということで、資料費も1億円ということで、新鮮で役立つ資料の充実ということで、来館された方にはこちらのほうで充実しながらやっていくと。右のほうに市町村立図書館等への支援の強化ということで、県内読書環境の整備充実というふうにございまして、こちらのほうで市町村のほうにセットで貸すような資料の充実、それからこれまでもやっています移動図書館の資料も充実しながらやっていくと。それから、物流便による資料の配送というふうにございまして、これがいわゆるオーテピアの資料を市町村立図書館で予約とか、ホームページとかで予約していただいたものを市町村立図書館を通じて、それぞれの地域の方にお貸しするというところになっております。

それから、下のほうが図書館運営のサポート人材と書いていますように、それぞれの図

書館のほうも体制を整えていただいて、いろんな調べ物とかお尋ねにしっかり答えていけるように、市町村立図書館の職員の人材育成もあわせてやっていくというところでは、支援の強化を図っていきたいというふうに考えております。

◎明神委員 県内隅々の皆さんにこのサービスを提供できるようによろしく願います。

◎西森委員 ちょっと教えていただきたいと思うんですけども、旧図書館はまだやっているんですか。

◎国則新図書館整備課長 去年の末をもって休館しておりまして、一部1階の入り口のところ、臨時閲覧室ということで新聞とか雑誌をやっているんですけど、それが2月15日で終わりました、今は図書を徐々にオーテピアのほうへ移しているというような状況です。

◎西森委員 2月15日までは新聞だとかそういうのは見れていたと。今はオーテピアのほうでそれが見れているという状況なんですか。

◎国則新図書館整備課長 それにつきましては、市民図書館は仮設でやっていますので、そういった限定にはなりますけれども、新聞とか市民図書館のほうに置いて、それで利用していただいているというところでございます。

◎西森委員 前にも言わせていただいたことがあるんですけども、高校生が勉強する場所が今ないんですね。塩見記念プラザなんかもよく高校生なんか使って勉強していたんですが、あそこも今建てかえをやっているということで、コンビニエンスストアなんかでも勉強やったりしているんですが、長時間いると追い出されるみたいです。非常に高校生が、受験生なんか勉強する場所がなかなかないということで、どうなんでしょうね、例えばですけども、オーテピア、当然まだ開館にはなっていないんですけども、できることであれば一部分でも高校生に使わせてあげるとか、そういうことが可能なのかどうかということをお聞きしたいと思います。

◎国則新図書館整備課長 開館に向けて準備をしておりまして、いろんな養生とかやっております、引っ越し業者がいろいろ入れておりますので、その辺が可能かどうかというのは対応が難しいのではないかなというふうに思っています。

それと、今4階に学習室があるんですが、引っ越し業者も含め開館に向けての準備とか、細かいところを詰めて話し合いとかやっております、そういうところに使っているもので、なかなかそういったところの場所が、それと学習室に入れる備品の購入がまだというようなところもございまして、なかなか、いろんな業者も入ってばたばたやっていますので。

◎西森委員 それは当然だと思いますけれども、少し高校生の代弁者として声を言わせていただきます。

先ほど言いましたように塩見記念プラザもできない、また図書館もちょうど重なって

て、だから何かそういう面で、例えば学校の空き教室を1室そのような生徒たち用の勉強スペースとしての活用とか、図書館を使うというのはなかなか難しいという話もありましたけれども、何かそのあたりフォローできるような形をぜひ考えてあげていただければなと、これは教育長にお聞きをします。

◎田村教育長 おっしゃるとおり、そのような高校生の需要というかニーズはあると思いますので、なお高等学校課とも話もしていきたいと。学校図書館の利用が一番考えやすい話だとは思いますが、そういったことも含め、相談したいと思います。

◎西森委員 いろんな学校がありますから、それは公立もそうです、私立もあるでしょうし、そういう何とか高校のこの1室は誰でも来て、例えば勉強できますよみたいな、そのようなスペースがあれば、また随分違うのかなというふうに思いますので、御検討お願いできればと思います。

◎吉良委員 いろんな図書館へ行くと、サポーターがいるじゃないですか。市民や県民がボランティアで。これはオーテピアはどのような位置づけになっていますか。

◎国則新図書館整備課長 オーテピアのほうもボランティアの方の活用といいますか、入っていただいて、そこでいろんなことをやっていただくということを考えております。ただ、今具体的にどの部分をやっていただく、例えばほかの図書館でしたら単純に本を返してというようなところもあるんですが、そこは今回は事業者に委託をしている部分もございますので、その辺の事業者との役割もしっかりと決めた上で、ボランティアの一般の県民の方はどうやって入っていただくか、今検討しているところです。

◎吉良委員 ほかのところなんか高校生が入ったり中学生が入ったりして、おらが図書館だと。その中で図書にも親しんで、主体的にかかわっていく。何よりもここにも書いていますけれども、さまざまな人々がそこで交流し合って、お年寄りの方々も含めて盛り上げていくことになると思いますので、ぜひ一緒になって運営できるようなことを考えていただきたい。

◎国則新図書館整備課長 学生の活用というところでは、もう具体的に話をしてしまして、県立大学の学生にいろいろな企画事にも入っていただくことも考えておまして、今具体的に県立大のほうに学生がどういう部分で、どんな仕事でいつの時期から入っていただくか話をしておるところでございますし、先ほどおっしゃいましたように、いろんな方が入ってきて取り組まれるというのは非常に重要な視点だと思っておりますので、そういったところで取り組んでいきたいと思っております。

◎吉良委員 アクセスの問題で、県内全域からどういうふうにこの新しい図書館に県民をいざなっていくのか、路線バスだけではなくて全体的な公共交通機関のあり方をもう一回オーテピアを起点にして考え、取り組みが必要だと思うんですけれど、その辺はどういうふうに今取り組んでいらっしゃいますか。

◎国則新図書館整備課長 委員から総務委員会で御意見いただきましたので、その後すぐにとさでん交通に行きまして、今図書館側としてこういう図書館をつくり、こういうことを考えているというところで、とさでん交通が持っている情報と共有をしまして、お話もしておるところです。今後、利用者がどういった手段で来館されるのか、少し読めないところもありますけれども、そういった交通機関の方にもお知恵をいただきながら、どういった方法でやると混雑もせず利用者が気持ちよく使っていただけるかについて検討を行っていきたいと思っています。

◎吉良委員 全体的な人の流れを見る中で、とさでん交通がどうなのかということも考えないといけませんので、ぜひ検討していただきたいと思います。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

〈文化財課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、文化財課の説明を求めます。

◎土居文化財課長 文化財課でございます。

文化財課の平成30年度当初予算案及び29年度補正予算案について御説明いたします。

お手元の資料②議案説明書の649ページをごらんください。

30年度当初予算案、一般会計の歳入でございます。主なものについて御説明します。

中ほどの国庫補助金につきましては、文化財の保存や調査等の事業に対する文化庁からの補助金でございます。1,180万円程度の増となっておりますが、これは平成29年10月の台風21号で被災しました高知城梅の段石垣の復旧に係る費用を計上したことが主な要因でございます。

下から4段目の受託事業収入につきましては、国直轄の公共事業等に伴って必要となる埋蔵文化財の発掘調査を国土交通省から受託することに伴うもので、平成30年度におきましては、南国安芸道路の現地での発掘調査業務が主体となり、以前行った発掘の調査報告書の刊行作業を今年度は休止することから、2,500万円程度の減となっております。

次に、歳出についてでございます。

651ページをごらんください。

目5文化財費でございます。平成29年度当初予算は3億7,376万円でしたが、平成30年度当初予算では2億7,861万円を見込んでおり、前年度と比較しますと9,515万円の減となっております。主な要因としましては、29年度に実施しておりました高知城の天守照明工事、板垣退助像付近斜面工事や、高知城アプリの開発などの整備が終了しますことと、国から受託しています高規格道路関連の発掘調査事業の委託料等が減少したことによるものでございます。

それでは、主なものにつきまして右の説明欄に沿って御説明いたします。

1の高知城保存管理費は、高知公園の管理運営や重要文化財並びに国指定史跡として適

切に保存整備を行っていくための経費でございます。

上から2つ目の高知公園管理運営委託料は、高知公園全体の管理運営業務を行う指定管理者に対する委託料でございます。指定管理者は平成30年度から34年度までの5年間、入交グループ高知公園管理組合を指定しております。

次の高知城保存整備等事業委託料につきましては、昨年10月に台風の影響で崩落しました高知城梅の段北側石垣の復旧に必要な設計積算、施工管理、発掘調査を実施しますとともに、高知城本丸の石垣の現状を記録し、改修が必要な箇所の洗い出しや、地震等で崩落しました際の早期復旧につなげるための石垣カルテの作成に平成30年度から取り組むこととしています。また、昨年度に引き続き、高知城の重要文化財建造物に関する歴史資料などの調査を専門家と協議しながら行ってまいります。

2の文化財管理調査事業費は、文化財の新たな指定、これまでに指定されております文化財保護、活用するための調査、市町村保存団体等に助成等に要する経費でございます。

652ページをごらんください。

上から2つ目の調査委託料は、特別天然記念物のニホンカモシカにつきまして、平成30、31年度の2カ年で、平成22、23年度に実施しました前回の特別調査以降の変化を把握し、現状の分析を深める資料を得るため、徳島県と合同で生息調査等についての特別調査を専門機関に委託して行うものでございます。

2つ下の文化財保存事業費補助金は、国、県の指定文化財である建造物や仏像などの修理や、民俗芸能の伝承などの活動を支援するために補助を行うものでございます。

続いて、3の埋蔵文化財発掘調査事業費は、国土交通省から委託を受けて行います国直轄の公共事業等に伴って必要な埋蔵文化財の発掘調査や、今後発掘調査が見込まれる箇所の試掘調査、また埋蔵文化財包蔵地の管理等に要する経費でございます。

上から2つ目の調査委託料につきましては、国から委託を受けた発掘調査業務を公益財団法人高知県文化財団に委託して行うものでございます。平成30年度は南国安芸道路の発掘調査や調査結果の整理、取りまとめ作業を行う予定をしております。

次の遺跡情報公開システム運用保守委託料は、平成26年度から埋蔵文化財包蔵地などの埋蔵文化財関連情報をホームページ上で公開していますが、この運用保守に係る委託料でございます。

4の埋蔵文化財センター管理運営費は、県立埋蔵文化財センターの管理運営などを行うものでございます。

管理運営委託料は、県立埋蔵文化財センターの管理運営につきまして高知県文化財団を指定管理者として行い、これまでに発掘しました埋蔵文化財の保存や展示、また児童生徒を対象とした考古学教室の開催など、埋蔵文化財に関する広報、普及活動を行うものでございます。

以上が平成30年度当初予算でございます。

次に、平成29年度予算の補正について御説明いたします。

お手元の資料④議案説明書補正予算346ページをごらんください。

1の埋蔵文化財発掘調査事業費でございますが、調査委託料は国土交通省から委託を受けた国直轄の公共事業等に伴う埋蔵文化財の発掘調査業務を、公益財団法人高知県文化財団に委託をして行っておりますが、調査員の人件費が当初見込みを下回ったこと、また遺構の検出地点が想定よりも浅く、密度も低かったため、調査日数が減少したことにより減額をするものでございます。

2の埋蔵文化財センター管理運営費でございますが、管理運営委託料は、県立埋蔵文化財センターの管理運営について、高知県文化財団を指定管理者として行っているのですが、再雇用職員の雇用により指定管理者内の職員構成が変わったことに伴い、人件費が少なくなったことなどから減額するものでございます。

以上で文化財課の説明を終わります。よろしく願いいたします。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎三石委員 高知城の保存管理のところで、以前から高知城を国宝にということが行われているので、どうだろうということで以前聞いたことがあるんですが、国宝に値するのかわからないのか、資料を集めるというような答弁をいただいていたんですが、現時点での見込みはどうですか

◎土居文化財課長 昨年度も御質問いただきました。平成28年度につきましては昨年も説明しましたが、昭和の大修理という、昭和23年から34年にされました工事の際の図面類の複写をして詳しく調べることができるようにしました。今年度ですけれども、そうした資料の調査の取りまとめをしますとともに、県外の他の重要文化財の城郭を有する市町村に照会調査を行いました。高知城に関する資料等があるかないかについて照会調査を行いました。47の自治体に照会を行ったところ、37の自治体から回答がありました。うち3件高知城に関する資料があるとの回答を得ましたけれども、内容を確認しましたら、新たな知見に結びつくものは残念ながらございませんでした。

なお、10の自治体はまだ回答をいただいておりますが、さらにちょっとお声かけをしまして、確認をしたいと思っております。

それからこのほかの先行して取り組みを進めております福井県坂井市の丸岡城の情報収集なども行っております。そういったこともしながら、県内の専門家の方にも御意見をお聞きして、平成30年度以降の調査についての検討をしてみたいと思っておりますが、現状では、これまでの城郭に関する国内における研究成果と、それから現在把握できております高知城の構造とを照らし合わせたところでは、上部天守の発展を見る上で、高知城天守というのはまだ特段の位置づけを持つというふうなものには確認はとれておりません。

見込みはどうかというお話でございますけれども、高知城に関しましては築城の図面、それから再建時のもの、いずれもございません。今あるのは、あくまでも昭和の大修理の図面しかございません。何も詳細なところがわかっていない部分が多くて、ここの部分確認していかないと、まだ何とも言いようがないというところがありまして、今年度は城郭を有する市町村に照会しましたけれども、来年度は都道府県レベルの博物館ですとか、そういったところにも確認、それから国レベルにも確認するといったことを考えています。そうしたことをする中で、一方で城郭に関する研究というのも進んでいくかと思えますので、調べておくと、これまでの価値基準にないような新たな知見が見出せる可能性もありますので、できる限り調査を進めておく必要があると考えております。

◎三石委員 資料とかそういったものが出ない限り、現時点では難しいということですか。

◎土居文化財課長 当初から、今国宝になっております城というのは1615年、一国一城令が出るまでに建っておる城でございます。高知城も当初の城でしたらその期間に建てられておりましたが、火事で消失しまして150年後、1749年に再建されていまして、時期的に完全に新しいものになっています。ですので、もとよりかなり難しいというのはわかっておったんですけれども、なお、今も言いましたように図面等がない以上、そういったことを調べて、新たな知見というのは確認されるかもしれませんので、そういったことを調べていきたいと考えています。

◎三石委員 それと、熊本城の石垣ですが、地震であのような状況になって、高知城の石垣についても、カルテなんかをつくって、崩れてもわかるようにということを以前にもお願いしたことがあるんですけれども、そういう石垣カルテの整備状況、今後どういうふう具体的にやっていかれるのか。

◎土居文化財課長 石垣カルテにつきましては、今年度予算が初めにつきまして、まずは一番重要な重要文化財が集中しております、また観光客も多くおいでます本丸周辺を順次作成したいと考えています。5年間でこの周辺の石垣カルテを作成しまして、さらに言いますと、一方で建造物の耐震といったようなものも必要になってございますが、こういったまず足元から確認していきまして、その次に、建造物に関しても耐震診断を実施していきたいと考えております。

◎三石委員 わかりました。建物については耐震ができないというようなことを以前言っていたんじゃないですか。

◎土居文化財課長 平成23年度文化庁が基礎的な調査を行いまして、まずは大丈夫だろうと。1つ黒鉄門が少し脆弱なところがあるということで、これは補強しております。それ以外のものは基本的には大丈夫であろうという判断をいただいておりますが、ただ熊本地震等であいったことが起こりましたので、なお詳細な調査を行うということを考えていま

すが、おっしゃるところ耐震に関しましては、現状がどうであるかというのを調べた上で、現状に対して、じゃあどういことができるかということをもたまた調べていきたいと思ひます。まずは現状の調査をしなければならぬと考えていますが、その前段として石垣カルテの作成を行っていくということでございます。

◎三石委員 石垣は潰れた後、すぐわかるようにカルテをつくと。耐震の場合、普通こういう建物に鉄骨入れたりとか、そんなことが城にできるんですか。

◎土居文化財課長 当然文化財ですので、目に見える形で補強といったようなことはなかなか考えにくいかと思ひます。まさしくそれをどのようにできるかというところで、文化庁と相談しながらやっていかなければならぬと考えています。

◎三石委員 全国的にそういう例があるんですか。戦後、コンクリートで城を建て直したというところは別だけれど、国宝にならなくても相当古いですよね。そういうようなものを今の技術でつついていいものですか。

◎土居文化財課長 お城ではございませんけれども、県内で安岡家住宅を今全面的に解体して修理していますけれども、こういった場合、見えない足元、基礎なんかのところ耐震化をするというような形が考えられるかと思ひます。

◎三石委員 建物相当古い、昔からのものでも、耐震の工事は可能というようなことですか。高知城とは違ふけれども、例えば法隆寺だとか、奈良県、京都府には古い建物があります。そのような建物でもつついていいものなのか。

◎土居文化財課長 他県で青森県の弘前城がたしか解体をして修理するときには耐震を含めて修理していくというようなことをしていたかと思ひますので、そういった形で、城につきましては、大体150年に1回ぐらひは全解体修理をしないとイケないと言われています。全部解体してきれいに傷んでいるところなんかを直し、あるいは部材を交換したりしながら修理をするということでございますが、そういった際に耐震もあわせて行うというようなことは考えられるかと思ひます。耐震診断を行った後にする耐震工事が、全解体修理を伴う工事になるかどうかはまた別でございますけれども、そういったケースはあろうかと思ひます。

◎西森委員 高知城の関係で追手門の前に国宝高知城と書かれているんですけど、あれはいいんですか。

◎土居文化財課長 この国宝というのは以前、昭和の当初は全て国宝という言い方がされておりましたけれども、そのうちに文化財保護法が改正になりまして、一旦全て重要文化財にしておいて、その上で特に重要なものを国宝となっています。歴史としましては、かつてその時代には国宝ということございましたので、国宝、これも誤りでないという意味で置いておきます。

◎西森委員 今は国宝ではない重要文化財、だから事実と違ふものがあそこに置かれてい

るというのは少し違和感もあるし、訪れた方がどのような判断のもとで違うものを掲げているんだろうかみたいな、そういうことを思われるのではないかと思ったりもするんですけども。

◎土居文化財課長 今申し上げたような経緯というのを近くに看板で掲げさせてもらっておりますので、そういったことで補わさせていただいています。

◎西森委員 なるほど。わかりました。

◎加藤委員 高知城関連、磨き上げの検討委員会を開催する予算も入っていると思いますが、どんな議論をされていらっしゃるのでしょうか。

◎土居文化財課長 磨き上げの検討委員会でございますけれども、その他の業務等が立て込みまして開催できておりません。

◎加藤委員 大事なことなので、ぜひ平成30年度開催していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

◎土居文化財課長 平成30年度に準備をしまして開催するように考えております。

◎加藤委員 高知城はいろんな文化財の指定受けていますので、制約がある中でどう磨き上げていくかということになるんだと思うんですね。いろいろ工夫されながらやっておいでると思うんですけど、クルーズ船なんか来たときに、外国人の方でもうすごいひしめき合っているようなケースを時々お見かけするんです。この観光客の方々が経済効果につながるというなあと思いは見ているんですけど、実際に経済効果を生んでいるのでしょうか。

◎土居文化財課長 最近ふえています外国観光客のクルーズ船ですけども、いらっしゃるお客さんによって文化財に対する関心の度合いが違っていると聞いています。中国系の方というのは、文化財を眺めるのは眺めていらっしゃるんですけど、上がっていくまではなかなかいかない。主に食ですとか買い物ですとかといったようなところに関心が高いのかなというところがございます。欧米系の方に関しましては、かなり上がってきていただいているというふうなことを聞いております。

◎加藤委員 本当にすごいビジネスチャンスだと思うんですね。なかなか新しい建物が建てられないとか制約はあると思うんですけども、せっかく高知城まで足を運んできていただいて、写真撮って帰っていくというのももったいない話だと思うんですね。そのあたりの制約と活用がどこまで図られるのかということも、この磨き上げ検討委員会の中でやっていくということになりますでしょうか。

◎土居文化財課長 磨き上げ検討委員会ですけども、県内でも随一の観光地でございますので、観光に関する知見あるいは外国の分野に関する知見等をお持ちの方等も委員に入ってくださいまして、検討していくようにしたいと考えています。

◎加藤委員 いろんな観点でやっていただきたいと思っております。たくさんの方が来てくださ

って、これが経済効果につながればいいなと思いながら、いつも拝見をさせていただいておりますので、よろしくをお願いします。

◎吉良委員 文化財保護審議会の中で戦跡、国の基準に準じて戦跡の位置づけを議論していただくということですが、あわせて各市町村に対してどういうものがあるのか含めて、今からきちんと調査を依頼していくことが必要だと思いますので、具体的な取り組みを課として行っていただくように要望しておきます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

ここで一旦休憩します。再開は午後1時とします。

（昼食のため休憩 11時49分～12時59分）

◎坂本（孝）委員長 休憩前に引き続き委員会を開催します。

〈保健体育課〉

◎坂本（孝）委員長 保健体育課の説明を求めます。

◎山本保健体育課長 保健体育課です。

初めに、平成30年度当初予算について、主要なものを中心に御説明をさせていただきます。

資料②当初予算説明書の654ページをお願いします。

歳入予算の特定財源について御説明をいたします。

9の国庫支出金、2国庫補助金です。右側の説明欄をごらんください。まず、要保護児童生徒援助費補助金については、県立中学校及び特別支援学校の要保護児童生徒の医療扶助に係る補助金でございます。次に、学校・家庭・地域の連携協力推進事業費補助金は、スクールヘルスリーダー派遣事業に係る補助金でございます。教育支援体制整備事業費補助金は、部活動指導員配置に係る補助金でございます。

次に、3委託金についてです。まず、スポーツ振興事業委託金につきましては、武道等指導充実・資質向上支援事業及びオリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業の委託金でございます。次に、初等中等振興事業委託金につきましては、がん教育総合支援事業及び薬物乱用防止教育等推進事業の委託金でございます。

14の諸収入です。これは県立学校体育施設開放事業に伴い、利用者から徴収します光熱水費などの収入でございます。

655ページをお願いします。

歳出予算について御説明をいたします。

2児童費、1児童生徒支援費、3保健体育費です。

右の説明欄をごらんください。1の学校給食推進費は、学校給食の運営、普及、充実と

食育に関するものでございます。1つ目の健康診断委託料は、県立学校の給食従事者に対する健康診断委託料です。

2つ目の衛生管理研修会実施委託料は、学校給食における衛生管理の徹底と職員の資質向上を図るため、公益財団法人高知県学校給食会に委託し、衛生管理・食育研修会を開催するものでございます。

3つ目の食育推進事業委託料は、望ましい生活習慣の基礎となる朝食摂取を推進するために、公益財団法人高知県学校給食会に委託し、ボランティアによる食事提供活動の充実を図るものでございます。

1つ飛ばしまして、定時制高等学校夜食費補助金は、高知商業高等学校定時制の勤労学生の学校給食に要する経費の一部を補助するものでございます。

事務費の主なものは、県立夜間定時制高等学校の勤労学生の学校給食に要する経費や栄養教諭等の研修経費でございます。

2の学校保健推進費は、学校保健の充実と児童生徒の健康管理に関するものでございます。1つ目、健康診断委託料は、県立学校の児童生徒の健康診断委託料です。

2つ目のがん教育推進事業委託料は、新学習指導要領に対応した学校におけるがん教育の普及啓発及び地域の実情に応じたがん教育の取り組みを推進するため、市町村教育委員会に委託するものでございます。

656ページをお願いします。

3つ目の医療扶助費は、県立中学校及び特別支援学校の要保護等の児童生徒が虫歯等の学校病にかかった場合の医療費を扶助するものです。

事務費の主なものは、学校医、学校歯科医、学校薬剤師の報償費及び養護教諭等の研修経費などでございます。

3の学校体育推進費は、子供の体力、体格、運動能力の実態調査を実施し、その結果を学校体育活動に活用したり、遊びや運動の機会をふやすことにより、体力・運動能力の向上を図ろうとするものでございます。また、教員の指導力向上を図るために研修会などへの派遣や、運動部活動の指導に地域の指導者を活用いたしまして、運動部活動の活性化を図るものでございます。

2つ目の大会運営委託料は、中学校、高等学校、定時制、通信制の県大会における運営を競技団体に委託するものなどでございます。

3つ目のオリンピック・パラリンピック教育推進事業委託料は、東京2020オリンピック・パラリンピックを契機としたオリパラ教育の推進を図るため、推進のモデルとなる地域の学校組織全体での計画に基づいた取り組みを実践するため、市町村教育委員会に委託するものです。また、パラリンピアンやパラスポーツ選手等を学校に派遣し、多様性の理解や共生社会の実現を目指した児童生徒の育成を図るために、総合型地域スポーツクラブ

等に委託するものでございます。

2つ飛ばしまして、部活動指導員配置促進事業費補助金でございます。これは、県内の市町村立中学校の運動部活動において、単独で指導や引率ができる運動部活動指導員の配置に係る経費の一部を補助し、指導体制の充実や担当教員の負担軽減を図るものでございます。

事業費の主なものは、各種体育大会に生徒を引率するための旅費及び地域におけるスポーツ指導や夢先生を各学校に派遣する経費、運動部活動強化校支援事業における使用料及び賃借料などでございます。

以上、保健体育課の平成30年度の当初予算は2億424万円で、対前年度比は101.9%となっております。

続きまして、平成29年度補正予算につきまして御説明をいたします。

資料④補正予算説明の347ページをごらんください。

初めに、歳入予算のうち特定財源の補正について御説明をさせていただきます。

最初に、9の国庫支出金、3委託金のうち(3)児童生徒支援費委託金は、社会的課題に対応するための学校給食の活用事業の委託金が見込みを下回ったものによるものでございます。

また、(9)体育スポーツ費委託金は、武道等指導充実・資質向上支援事業の委託金が見込みを下回ったことによるものです。

348ページをお願いします。

歳出ですが、総額で914万4,000円の減額補正となっております。

まず、2の児童費、1児童生徒支援費で、右側説明欄の1学校給食推進費の減額は、先ほど説明いたしました社会的課題に対応するための学校給食の活用事業委託金が見込みを下回ったことによるものです。

次の5スポーツ費、1体育スポーツ費、説明欄の1学校体育推進費でございます。これは事務費で、主に学校体育大会のブロック大会への出場校が見込みを下回ったことに伴って旅費が減となったもの、及び先ほど説明いたしました武道等指導充実・資質向上支援事業委託料が見込みを下回ったものでございます。

保健体育課からの説明は以上です。

◎坂本(孝)委員長 質疑を行います。

◎野町委員 部活動の外部指導員の配置で、探すんだけど、なかなかいらっしやらないというようなお話も含めて、午前中の学校支援地域本部の取り組みも含めて、それぞれやっていたらと思うんですけども、部活動で外部指導員が必要だと言われる学校の数といいますか、必要とされる人員がどれぐらいあって、充足率といいますか、外部の方をお願いしているとか、いろんな工夫で先生方に御負担がかからないような

形にしているというのはどれぐらいあるのか教えていただけますか。

◎山本保健体育課長 外部指導者につきましては、以前も御指摘がございまして、学校のほうとしては、外部指導者が欲しいけれども、なかなか人がいない、特に中心部ではなく郡部に行くほど人がいないということが言われております。実際にはどの程度人が必要かということの調査は行ってございません。今回で言いますと運動部活動支援員が103名、県内の学校のほうには配置されております。実際に学校の相談がございまして、こういった人が欲しいけれども、いないかというところでは、競技団体等に対しましてこちらもアプローチをかけ、人とのマッチングというのを行っております。あわせて人材のデータベース化ということで、市町村教育委員会でありますとか、地域総合型スポーツクラブ、体育協会、競技団体のほうにこういった制度があるので、人材をぜひ登録してくださいということでお願いをしたところ、現在50名近くの方は集まっておりますが、そこでのマッチングが今のところ行われているというのはございません。なので、今のところ学校のほうの希望があり、いない場合についてはこちらに御相談いただくというような形で、各学校のほうにお知らせしているというような形でございます。

◎野町委員 一方で、これも当然の話だと思うんですけども、例えば野球とかサッカーとか、そういった指導にたけた先生がいらっしゃって、保護者も含めて、ぜひ指導をしてもらいたいということもあり、また本人としても生徒指導の問題なども含めて、部活動をしっかり担当してやっていきたいという希望を持たれている先生も随分多いんじゃないかとも思うんですね。そういったところの希望といいますか、そこら辺は十分に反映ができるような考え方、体制になっているということですか。

◎山本保健体育課長 年度初めの異動を受けまして、各学校では校務分掌等を設定する際に、当然部活動の顧問は誰がいいかということの話はすると思います。その中で基本的に教員の方々の希望、生徒の数、希望する部活等を考えて校長先生の考え方のもとで、部活動顧問というのは決定していくというような形になりますので、そこでは一定本人の希望というものも当然入ってきているというふうには考えております。

◎野町委員 私も以前役員をさせていただいていたときに、そういう先生がいなくなって、非常に保護者としても困ったし子供たちも困ったという経験がありまして、そんな折に、今考えておられる外部の方々の中で適正な方がすぐにいらっしゃるといのは、大変素晴らしい環境ではないかなと思いますので、ぜひ活用できる人材を、しっかりと登録していただきたい。

◎三石委員 学校保健推進費のがん教育総合支援事業。これはどのようなことをやるわけですか。

◎山本保健体育課長 これは国の委託事業でございまして、大きくは4つに分かれております。1つは、教員を対象とした研修会、それから学校においてモデル事業で実施すると

いうこと、あわせて地域の専門家を学校のほうに派遣するといったような中身がございます。それとあわせて、がん教育を進めるに当たっての協議会を設置するというような形の4つでございます。

◎三石委員 34万円、これぐらいでできるんですか。

◎山本保健体育課長 34万円非常に少ない額でございます、国の予算がその程度という形がございます。その中で推進事業の協議会の中で、委員の方に来ていただくというところと、それから県内には3カ所のがん拠点病院というのがございまして、その病院の先生方も高知県のがん教育については協力していただけるというようなところから、非常にお安く学校現場には入っていただくということを今の段階ではお話しさせていただいているというような形ですので、非常に額としては少ないんですけども、それを使いながら進めてまいりたいというふうに考えております。

◎坂本（茂）委員 今の委託料だけでしょう、三十何万円というのは。それ以外の全体の事業費は百何万円。

◎山本保健体育課長 主要事業説明資料の28ページをごらんください。全体の予算としましては191万円でございます。その中の委託料というのは、研究指定校を受けていただきます市町村、現在としましては南国市、四万十市を想定して今話し合いを進めておりますが、そちらのほうでやっていただく事業、具体的には外部の先生を招いていただいて、先生による授業を行っていただくというような形の委託料でございます。

◎三石委員 期待される効果というようなことも書かれているけれど、これは今までなかったことですか。

◎山本保健体育課長 今まで保健体育の授業では、病気の予防という中に、実際のがんという病気も扱ってはございますけれども、今回新しい学習指導要領の中で中学校2年生におきまして、がん教育という言葉が入ってまいりました。これは第3期のがん対策法が変わりまして、教育の中でがんに対しての早期発見、予防、こういったことをしっかり行うというところが入ったことから、県としましては新たにモデル校を設定して取り組みを進め、県内に広げていきたいというふうに考えているところでございます。

◎三石委員 がんは本当に早期発見、早期治療、検診を受けて、これをやれば治らない病気じゃないと言われるようになったから、ぜひやっていただきたいと思います。

◎西森委員 平成29年度補正の学校給食活用事業委託料が200万円余りの減額になっていきます。この理由をもう一度お願いします。もともとの事業費は幾らだったんでしょう。それで、幾ら減額になったんでしょうか。

◎山本保健体育課長 当初予算で言いますと753万8,000円でございます。これにつきましては、委託しているところの市町村が四万十町、それと県のほうが受けております。県としましては地産地消の取り組み、それから四万十町に関しましては、地場産物を活用した

伝統料理、おかみさん市というのがございまして、そちらのほうで提供している味を学校の中で再現しようということで取り組みを進めたものでございますが、当初の予算からいいますと、実際に運用したお金が少なかったということで、額が減ったというものでございます。

◎西森委員 この201万円は四万十町の分が減ったのですか。県の分が減ったのですか。

◎山本保健体育課長 両方でございます。

◎西森委員 新年度を見ると、この事業費がないということは、平成29年度で終了をするということでいいんでしょうか。

◎山本保健体育課長 単年度の委託でございましたので、今年度で終了という形で考えてございます。

◎西森委員 どのような理由で終了することとなったのでしょうか。

◎山本保健体育課長 これまで食育に関しましては、社会的課題に対応するためということと取り組んできたこと、それからその前までの間にスーパー食育事業といった形で、それぞれの学校の実態に応じた食育が進められてまいりました。今度はそれをもとに栄養教諭、栄養士を対象としまして、いわゆる学校のカリキュラム・マネジメントを今後しっかりしていきたいというスライドする形で、今度各学校で徹底していこうということで考えております。

◎西森委員 わかりました。

◎坂本（茂）委員 主要事業説明資料の中の30ページ、運動部活動課題解決事業、先ほど外部指導者の派遣のことも取り上げられていましたけれども、この中にある現状と課題の中で、組織として運動部活動全体計画に基づいた学校全体としての部活動運営が十分になされていない学校がある。年間の休養日や活動時間について改善が必要な運動部があると書かれているわけですがけれども、どのような実態にあるのか、例えば改善が必要な運動部が何校ぐらいあるとか、特にそれが高知市に集中しているとか、競技によっても違うんでしょうけれども、特徴みたいなことがわかれば教えていただきたいんですけども。

◎山本保健体育課長 市町村の実態につきまして、こちらとしてはしっかり把握しておりますのは、休養日の設定についてでございます。県内全ての中学校におきましては週1日、これは昨年度、運動部活動のあり方に関しての通知を出してございます。その中で週1の休みをしっかりとると、着実にとるとということについては一定徹底されてございます。一方で、活動時間については十分把握ができておりません。県立学校につきましては、平成28年度の指導計画を全て集めまして、実態を把握させていただいております。

先ほど委員のほうから言われたように、学校による差ということも当然でございます。中山間でいいますと、部活動の休みが非常に多いというようなところもございまして、あるいは競技として競技力の高い、いわゆるインターハイ等で成績を残している学校なんかにつ

きましては、やはり休日が少ないというようなこともございます。学校によっても少ない部、多い部、そういったところもあるというのも事実です。

それから、競技ごとに見ますと、一般的に言われる野球は多いのではないかというようなどころもありますが、陸上競技につきましても、毎日少しずつ走っていますので、それを練習としてカウントするかしらないかというのは別なんですけれども、競技による差というのもございます。器械運動なんかで言いますと、どうしても1日休んでしまいますと体がかたくなってしまいか、そういったこともありますので、競技特性による休養日の違いというのも、一定調査結果からは明らかになったなというふうに捉えております。

◎坂本（茂）委員　そういう意味では、競技特性からいくと、改善しようにもできないような運動部があるというようなことも見られるわけですか。

◎山本保健体育課長　競技力を向上させる上では、そういった意味で言うと競技特性がどうしても出てくるというような形になろうかと思えます。一方で、運動部活動という形になりますので、生徒の健康という考え方からいいますと、一定歯どめをかけていくということが必要ではないかということで、このたびガイドラインというものを作成していくという形になろうかと思えます。

◎坂本（茂）委員　1つは、指導に当たる先生方の部活動による多忙化の問題もありますし、もう一つは実際部活動に参加している生徒たちの状況もあるわけですが、これまで国のほうが作成しているガイドラインをもとに県としてハンドブックを作成して、それに基づいてということになっていきますけれども、これに基づいてやれば一定改善されるというふうに、改善部分の可視化というか、そういったことはできるのでしょうか。

◎山本保健体育課長　ここに出ています指導者のハンドブックにつきましては、これまで県としましては、学校全体として取り組むためのハンドブックというのを出しております。そこからもう一歩深くしまして、指導者として必要な知識、それをしっかりとまず学んでもらうというのがこのハンドブックの中身になってございます。それとあわせて、ハンドブックだけでは当然のことながら指導力の向上、意識の変革というのにはできませんので、そこに書いています研修会等と合致しながら、指導者の資質の向上を図っていきたいというふうに考えております。

◎坂本（茂）委員　そのようにやっていって、結果みたいなものが事業目標もあるんですけども、そういうことに伴う結果の可視化というか、こういうふうに変ったなということは見えてくるのでしょうか。

◎山本保健体育課長　来年度、ここには書いてございませんが、運動部活動改革促進委員会というのを立ち上げる予定でございます。実際にガイドラインがどの程度今委員がおっしゃったように可視化できるか、具体的にどういったような把握が必要なのか、それから高知県の実態に応じてどういった取り組みが必要なのかということも、その検討会の中で話

していきたいというふうに考えてございますので、その中で一定その実態調査というようにすることも必要だということになればやりながら、きれいな数字とかという形ではなく、どうにか形として示すと、それによって先生方の意識もまた変えられるというふうに考えていきたいと思っております。

◎坂本（茂）委員 わかりました。

◎吉良委員 ガイドラインの中身ですけれども、もう少し、例えば中学生の13歳から16歳ぐらいまでの子供たちの全体的な体力というか、健康体つくっていくためには、どういうものが必要なのかと。総合的に各筋力だとか体型を調整していくような、そういうスポーツ科学、医学の観点をもっと指導者がしっかり押さえていけるような観点がすごく必要だと思うんです。だから、その競技力を伸ばすということももちろんそうですけれども、それとあわせてどのようにして中高生時代に、本当に元気に健康に生きていけるような体を保障していくのかという観点がないと間違ってくると思うんですね。そこの辺についてのガイドラインのあり方はどういうふうになっているんですか。

◎山本保健体育課長 国が示しておりますガイドラインにつきましては、2月23日に案という形で示しております。その中に、合理的でかつ効果的、効率的活動の推進というところがございます、そこでいわゆる医科学、スポーツ医科学から見た指導ということ部活動顧問としてはしっかり身につけなさいという形にはなっております。県としましても、来年度部活動顧問に対しまして、スポーツ医科学の観点からの研修会を実施するということとあわせて、現在スポーツ課のほうが全高知ということでレスリング、ソフトボールが実施されていますが、その研修会の中で全国トップクラスの指導者を呼んで、子供だけではなく県内の指導者に対しての指導も行うというような形がございます。ですから、顧問の先生方もぜひ時間をつくっていただいて、そういったところに参加していただきながら、先ほど言いましたスポーツ医科学に基づいた指導ができる、資質を向上させるための研修会に参加させていきたいと思っております。

◎吉良委員 どうしても人数の問題で、学校の部活動は競技に限られたりするわけですが、やっぱりその地域の総合型スポーツクラブをしっかりと受け皿にして、いろんなスポーツを体験していくことを保障していくような観点も一つには必要だと思うんです。今の総合型の地域スポーツクラブの状況、それに見合うようなものになっているのか。なっていないければ、やはり中高生時代にきちんといろんな競技も経験しながら、自分を磨いていくということも必要だと思うので、そこの辺についての取り組みがあるかないか含めて、お聞きします。

◎山本保健体育課長 国が出しますガイドラインに基づいて県のガイドラインを出させていただきますが、その項目の中に、生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備というのがございます。今少子化に伴いまして郡部を中心に、自分がやりたいスポーツが学校の部

活動としてないというようなどころから、やりたいけれどもやれない、違うクラブに入ってしまうということもあるという実態がございます。

スポーツ課のほうは、そういった意味でやりたいスポーツができるようにということで、地域スポーツハブというものを県内に広げていくという取り組みをしております。来年度につきましては、県内4カ所でその取り組みを進めると。そのスポーツハブの中心になっていますのが地域スポーツクラブという形です。南国市、土佐市、四万十町、土佐清水市のそれぞれのスポーツクラブを核として、この地域スポーツハブをつくる計画であります。これがある意味、子供がやりたいスポーツがその場でできるようなシステムづくりという形になってくると思います。

あわせて学校におきましても、いわゆる競技志向の部活動だけではなく、現在委員が言われたように、例えば運動する子、しない子の二極化、あるいは実際に60分未満しか動かない子供たちが20%いるといった実態、運動部活動の加入率が中学校女子の場合5割を切るというような形がございますので、健康面ということを考えていく、あるいはレクリエーション的な考え方から、生涯スポーツにつなげるためには、そういった部活動のあり方も今後必要ではないかなということもガイドラインにはうたってございますので、学校の実態に応じて新しい形の部活動というものも考えていかなければならないと思っております。

◎吉良委員 東のほうが少し心配ですね。室戸だとか、地域的な偏在が。

◎山本保健体育課長 スポーツ課が今後どんな形で進めていくかというところのまだ情報はございませんけれども、総合型地域スポーツクラブの体力があるところをまず先にといいるところから4カ所という形になっています。ただ、今東のほうという形もございましたので、一定スポーツ課のほうも体力がないところには人とお金を張りながら、実際にそれをつくっていくという計画を今立てているというふうには聞いてございます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

〈人権教育課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、人権教育課の説明を求めます。

◎西内人権教育課長 人権教育課でございます。

人権教育課の平成30年度当初予算議案について説明いたします。

資料②当初予算の658ページをお願いします。

まず、歳入について主なものを御説明いたします。

9 国庫支出金のうち一番右の説明欄をごらんください。1つ目の教育支援体制整備事業費補助金は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を初めとする教育相談支援体制の整備充実を図るための国庫補助金を受け入れるものでございます。

2つ目と4つ目の初等中等教育等振興事業委託金は、それぞれSNSを活用した相談支

援体制を構築するため、また人権教育の一層の推進を図るため、国の調査研究委託事業の実施に伴う委託金を受け入れるものでございます。

次のページにかけて15県債の（9）心の教育センターの整備事業債は、心の教育センターの施設建てかえ整備に係る実施計画を実施するために起債を行うものでございます。

次のページをお開きください。

人権教育課の平成30年度の歳出予算案は5億6,987万円でございます。前年度に比べまして1,560万円の減となっております。

続きまして、それぞれの事業について御説明いたします。

まず、1教育総務費、6人権教育費の1人権教育推進費でございます。右端の説明欄をごらんください。上から2つ目の人権教育研究推進事業委託料は、人権教育の一層の推進を図るため国からの委託を受けまして、学校における人権教育に関する指導方法等の改善及び充実に資することなどを目的といたしまして、実践的な研究を平成29年度に引き続いて学校を指定して実施をするものでございます。

高知県人権教育研究協議会補助金は、一般社団法人高知県人権教育研究協議会が実施する人権教育に関する各種研修会開催の経費等に対し補助するものでございます。

続きまして、2地域改善対策進学奨励事業費でございます。3つ下にあります奨学資金返還相談員設置委託料は、返還金未納者の戸別訪問等行い、納付指導や返還免除手続等の相談活動を行う返還相談員の委託配置に要する経費でございます。

その下の地域改善対策進学奨励貸付金等事務費交付金は、債務者への返還通知や免除申請などの手続は市町村を通じて行うこととしておりまして、この事務に要する経費として25の市町村に交付をするものでございます。

661ページをごらんください。

2児童費、1児童生徒支援費の1豊かな心を育む教育推進費でございます。

2つ下の相談事業委託料は、子供や保護者等が24時間いつでも電話相談ができるよう、平日の夜間及び休日における電話相談業務を民間業者に委託をするものでございます。加えまして、新しい取り組みといたしまして、歳入予算のところでも御説明いたしましたけれども、コミュニケーションツールの変化に対応するため、SNSを活用した相談業務を民間業者に委託するものでございます。

学校ネットパトロール委託料は、児童生徒が学校非公式サイトやツイッターなどへの誹謗中傷の書き込みなどによって、ネット上のいじめ等のトラブルに巻き込まれていないか監視を行い、早期発見、早期対応を図るため、民間業者に委託するものでございます。

スクールソーシャルワーカー活用事業委託料は、スクールソーシャルワーカーを市町村等に配置するための経費でございます。平成30年度は配置する市町村や県立学校をさらに拡充するとともに、特に厳しい状況にある児童生徒が多い市に対しましても引き続き重点

配置を行ってまいります。

1つ飛びまして、生徒指導推進事業費補助金は、高知市が行う組織的な生徒指導体制の確立を目指した取り組みに対して補助するものでございます。

事務費につきましては、主に各学校に配置をしているスクールカウンセラー等の報酬や、開発的な生徒指導の充実を目指す高知夢いっぱいプロジェクト推進事業におけるアドバイザー等の活動に要する経費、高知県いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止、早期発見、早期対応の両面から、いじめ問題等への総合的な取り組みを推進するための経費などを計上しております。そのうちスクールカウンセラーにつきましては、平成29年度に県内の全ての公立学校への配置を完了しております。平成30年度は不登校などの課題に対応するため、アウトリーチ型スクールカウンセラーの配置をさらに2市ふやしまして、支援の充実を図ってまいります。

次の2心の教育センター費でございます。一番下の設計調査等委託料は、昨年2月議会で債務負担行為の承認をいただいております心の教育センターの建てかえ整備に係る実施設計委託料を平成30年度予算として計上するものでございます。

662ページをお願いします。

上記2つの委託料につきましては、心の教育センターの建てかえに伴う事務所の仮移転に必要な経費を計上したものでございます。

事務費については、心の教育センターの管理運営に関する経費のほか、面接や相談、メールによる相談事業を行うカウンセラーなどに要する経費となっております。

663ページをお願いします。

債務負担行為といたしまして、心の教育センター整備事業費1,664万7,000円を計上しております。先ほど説明いたしました建てかえ整備に伴う解体工事を平成31年度にかけて行うものでございます。

平成30年度の当初予算議案の説明につきましては以上でございます。

続きまして、2月補正について御説明いたします。

資料④補正予算の349ページをお願いします。

歳入予算につきましては、国費の補助事業の内示と委託料の減によるもので、1,366万9,000円の減額となっております。

次のページをお願いします。350ページになります。

歳出予算の合計は、補正予算といたしまして1,518万8,000円の減額となっております。増額するものとしたしましては、6人権教育費の2地域改善対策進学奨励事業費の国庫支出金精算返納金でございます。地域改善対策奨学資金は、国の補助を受けて貸与を行ったものでございます。このため貸与を受けた者から返還された額等の国庫補助該当分について、国への返還額として計上したものでございます。減額につきましては、同じ人権教育

費の1人権教育推進費と次の児童生徒支援費の1豊かな心を育む教育推進費、これにつきましては国の内示額が当初計画を下回ったことなどに伴うものでございます。

また、2心の教育センター費の設計調査等委託料につきましては、建てかえ整備に係る基本設計調査等委託料の実績が見込みを下回ったものによるものでございます。

以上、人権教育課の説明を終わります。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎前田委員 661ページに書かれております学校ネットパトロールの民間業者への委託について少し教えていただきたいんですが、ことしからじゃなくて前もやっている、引き続いてのものだと思いますが、成果といいますか、結果といいますか、そこから出てきた何か課題分析みたいなものがあれば教えていただきたいんですけど。

◎西内人権教育課長 これまでネットパトロールをして、実際に監視をしていく中で、特に緊急性の高いというものについては、レベル段階がありますけれども、一番レベルの高い緊急性の高いものについては、今まで把握ができておりません。ただ、それに次ぐようなものも数件過去にはございまして、そういったものについては学校と連携しながら、早期に子供たちの指導・支援のほうにつなげていったという実績はございます。

◎前田委員 数は一定あるんだとは思いますが、年々減少してきているのかどうかとあわせて、実際にパトロールの中で見つかった事案への対応によって、問題等が解決、改善されたかというのはどれぐらいになるんですか。

◎西内人権教育課長 過去のデータというものを全て持ち合わせているわけではございませんけれども、毎年ほぼ2,000件前後の監視をしております。ただ、この中には単に個人情報簡単にネット上に流してしまったとか、軽微なものもたくさん含まれておりまして、そういったものについては学校に定期的に報告をしていくという程度にとめ置いています。ただ、緊急性の高いものについては、即効性を持って対応するというところで、それについては委託をしている民間業者のほうから連絡をいただいて、そして市町村教育委員会あるいは学校にできるだけタイムラグがないような形でお伝えをしながら、指導、支援のほうにつなげていくと、そういった形をとっております。

◎前田委員 ネット上へのいろんな書き込み等々になってくるんだと思うんですが、最近ずっと新聞なんかでも、学生のいわゆる児童買春、児童売春の話題が載っておりますけれども、そのようなもの、いわゆるSNS的なものもこれには含まれているんでしょうか。

◎西内人権教育課長 基本的にはこの中に含まれております。ここで把握できたものについては対応するということですが、もう一つ深刻なのは、なかなかその潜在化しやすいものがたくさんまだまだあって、実際に監視をしても把握をし切れているというふうには私も思っておりません。ですから、もう少し踏み込んだ言い方をしますと、やはりそういった重たいものについてはなおさら潜在化するという傾向があると思っておりますので、

そういったところについて今後どういうふうアプローチをしていくのかというところが、今後の課題でもあろうかと思っております。

ただ、先ほども少し説明をさせていただきましたけれども、ネットパトロールとあわせて、SNSを活用した相談支援ということも来年度やりたいと思っております。具体的には今後ですけれども、例えば一つの方法として、子供たちが一番使用しているLINE、そういったところから、子供たちが気づいたものをLINEの中で報告をしてもらって、通報してもらって、そこからそういった事案を把握していくということも可能になるかというふうに思っております。

◎前田委員 おっしゃるとおりだと思います。特にLINEなんかは非公開グループをつくったりとか、それ以外にもなかなかいわゆるインターネット上の公の場にとこのような形ではないケースが非常にあると思います。特に、児童の買春、売春に関してはどうしても需要と供給が現実問題であって、両方に対して対応していかなきやいけない点からいくと、どうしてもこういうネットパトロールも含めて、警察との連携なんかもかなり密にやっていたらなければならないとは思いますが、恐らくこちらの今御提案、御提示されている学校ネットパトロールによって発覚したケースよりは、むしろ県警のほうでいろいろ追いかけているうちに、実際はそういうケースであったというようなパターンが多いんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

◎西内人権教育課長 県警の中にサイバー対策室がございまして、そこと私どもも連携はしてやっております。ただ、どちらかという連携の仕方としては、私どもにいただいた情報を緊急性が高くて、どうしても個人を特定しなければならないとなったときに、サイバーの力をおかりするというようなことの事案のほうが多くなってくると思います。逆にサイバーのほうがつかんで、そのことを県の教育委員会のほうに御連絡をいただいて対応するというケースはかえって少なくて、どうしても緊急性が高くて、個人を特定して指導しなければならないというような場面のときに、サイバーのほうに御協力をお願いするというケースが多いというふうに、実感としては思っております。

◎前田委員 ぜひその部分は、もう連携とられているということですので、やっていただくことですが、最後に1点だけ、ぜひ学校現場においてこのネットを利用するそのリテラシーの教育も含めて、結論から言うとネットって別に匿名で何かできるわけではなく、恐らく書き込めばあつという間に誰が書き込んだかわかるものですので、その辺も児童、生徒に対するそういう指導というか教育の部分、ここも視野に入れて取り組んでいただきたいと思っておりますが、どうでしょうか。

◎西内人権教育課長 主要事業説明資料の26ページにいじめ防止対策等総合推進事業というポンチ絵がございまして、この中ほどにネット問題啓発資料づくり事業というのがございまして、これにつきましては、高知工科大学の中にネットに非常に詳しい学生が

くっているボランティアサークル「C y K U T」がございまして、そこと少年サポートセンター、この3者が連携をして、学校の先生方が子供たちにネット問題について啓発をしやすい、そういったものの教材の開発を行っております。平成30年度はこういったものも活用しながら、先生方が余りハードルが高くない、比較的わかりやすく子供たちに説明をできる、啓発をできる、そういったものを開発していきたいと思っております。

◎前田委員 ぜひともこういう取り組み、新しく取り組むこともたくさんあると思いますけれども、ぜひ効果がしっかりとあらわれてくることを期待しておりますので、よろしくをお願いします。

◎三石委員 生徒指導推進事業費補助金643万3,000円、高知市が配置する生徒指導スーパーバイザーに要する経費に対する補助ということですが、もう少し詳しく説明してくれませんか。

◎西内人権教育課長 高知市の生徒指導はなかなか苦戦をしております。そういったこともございまして、県市一体となって生徒指導の改善を図っていきたいということで取り組みを進めております。これまでは非常に生徒指導に苦戦をしている学校に対してスーパーバイザーとして、先生方への助言等行っていただいたりもしておりました。一定一時期のような高知市内の荒れというものも大分改善をしてまいりましたので、生徒指導の視点を持って学校経営、学級経営を行っていただくという、そういった未然防止の視点を大切に、スーパーバイザーのほうから学校に入っていただいて助言をしていただく、あるいは校内研修で講師を務めていただく、そのような活動をやっていただいております。

◎三石委員 スーパーバイザーの人数とか勤務形態を詳しく。

◎西内人権教育課長 6名の方につきましては、校長先生のOBの方とか、そういった方をお願いしておりますけれども、勤務形態としましては、1日7時間で週5日の勤務となっております。業務としましては、多くは学校訪問の中での助言をしていただくというようなこと、あるいは直接子供に指導していただく、そういったこともやっております。

◎三石委員 これはいつごろからやり始めたんですか。

◎西内人権教育課長 平成25年からでございます。

◎三石委員 6名と言われたけれど、どのような形で校長先生とか退職されたOBの先生方をお願いしているわけですか。

◎西内人権教育課長 まず、基本的に高知市で人については当たっていただいて、その中で実績のある方々をお願いしております。例えば高知市の補導センターのセンター長をお務めになられた校長先生ですとか、あるいは警察のOBの方を雇用している時期もございました。現在は、以前自立支援施設でお勤めになった方がお一人おいでまして、その方以外につきましては校長先生のOBということでございます。

◎三石委員 いろいろ助言を受けるということは大事なことでけれども、そういうOBと

か元校長先生がぼっと学校の現場へ行って、生徒指導の諸問題について助言とか、すんなりいくものかと、成果がそんなに上がるものだろうかと非常に思うけれど、どのようなことですか。

◎西内人権教育課長 6名ですけれども、2人ペアで学校を決めて定期的に入っております。したがって、学校の実情ということはかなり詳しく把握をしていただいた上で課題とか、そういったことも管理職の先生方と共有しながら、次はどういう手だてが必要かとか、そういったことについて御検討いただいております。このスーパーバイザーの方々にいろいろ助言をいただきながら、校長先生あるいは生徒指導担当、学級担任等がそれを参考にしながら、教育活動に生かしているということだと考えております。

◎三石委員 そういう助言が実際学校経営、そして学級経営に反映されているかということ。私は現場にいないからわからないけれども、何かなくてもいいような気がするんだけど、効果が余り上がってないのではと思う。実際これはプラスになっているのか。

◎西内人権教育課長 平成25年度に配置をしたという背景に、当時の高知市内の中学校の生徒指導上の諸問題というのがございました。非行も含んだ問題行動もございましたので、そういった状況の中でむしろ当時は緊急支援的に配置をした部分もあろうかと思っておりますけれども、そういった中で一定の学校の落ちつきということに対して、このスーパーバイザーの果たした役割というのは非常に大きいというふうに思っております。

現在もそういった形で管理職の方からも非常に信頼を得ておいて、いろんな不登校の問題ですとか、あるいは校内での暴力行為の問題ですとか、そういったいろんな諸問題ございますので、そこに対してスーパーバイザーの助言ということは大きな意味を持っている、効果があるものだと思っております。

◎三石委員 これ来年度、高知市に指導主事を6人派遣すると。主に学力、生徒指導も含まれると思うけれども、6人はやり過ぎではないか。高知市はもう少ししっかりしないといけないのでは。実際効果が上がっているのか。

◎田村教育長 三石委員のおっしゃる新しく6人指導主事を派遣するということに関しては、これまで高知市以外の中部、西部、東部の教育事務所に指導主事を配置しております。配置の人数と高知市の今の指導主事の配置人数を考えると高知市のほうが3分の1くらいしかおりません。ということから学力指導について、やはり指導主事をもっと派遣して強化する必要があるだろうということで派遣させていただくという考え方です。こちらの生徒指導のほうのスーパーバイザーについては、先ほど役割とかは課長のほうから説明させていただきましたけれども、私も最近高知市の中学校を幾つか訪問させてもらっておりますけれども、以前と比べると随分落ちつきが出ているんじゃないかという印象を持っています。そういう意味で言うと、一定の効果は出ているんじゃないかなと思っています。

◎三石委員 きちんと分析してということではないから想像で物言わさせてもらうけれど、本元は変わっていないですよ。見た感じは突っ張ってている、そういう生徒が鳴りを潜めているという状況であって、もとは変わっていないですよ。先生に横着言うてみたり弱い者いじめてみたり、変わっていない。

それと、10年、20年、30年前に比べたら生徒数も減っていますね、西部中学校にしても潮江中学校にしても1,000人弱いましたよね、今半分でしょう。半分に足りていないぐらい。生徒数も減ってきたということもあるし、見た目は少なくなったかもしれないけれども、根本、本質は変わっていないと思うね。

補助金ばかりやったり教員ばかり与えることもいいけれど、高知市もちゃんとしなさいと。それぐらいのことを言わないと。教育長、どうですか。

◎田村教育長 高知市も従前でしたら、県からこういう形で指導主事を派遣してもらうということについて、受け入れ自体をちゅうちょされていたこともあるんじゃないかなと思うんです。今回こういう形で学力向上対策推進室をつくって取り組もうというのは、やはりそれなりの意欲のあらわれだと。それなりの考え方持っていていただいているんだというふうに思っています。この間の高知市の校長会の中でも、市の教育長がそういう形ですっかり取り組んでいくんだというようなことのお話もされたと聞いていますので、そういう意気込みは持ってもらってやってもらうんじゃないかなと思っています。

◎三石委員 そういうことでしたら、それはすばらしいことですが、本当に高知市も学力にしても生徒指導にしても、一生懸命やりますからどうぞ県のほうも予算も下さい、人も与えてください、一生懸命やります、というのであれば話はわかるけれど、県のほうから、別に欲しくもないけれど、もらうものだけもらって適当でいい、そんなことは思わないと思いますけれど、実際、そんなことではない。けれど、以前はそういうことだったんですよ。逆に県から予算もらうといろいろ言われるから、何々せいとか、もう嫌だから、逆に拒否してそんな補助金要りません、そんな先生要りません、高知市は高知市でやりますと、楽したい、経験上、そういう実態があったように思うので。そういう状況ではないなら、教育長言われたようなことでしたら、ぜひ進めていってください。

◎西内人権教育課長 生徒指導スーパーバイザーにつきましては、月に1回、県も入らせていただいて、情報交換もさせていただいております。その場で県としての要望も高知市のほうにお伝えをしながらやっております。また、きょうの話も踏まえて、今後この生徒指導スーパーバイザーの活用の仕方についてもさらに検討していきたいと思っております。

◎三石委員 課長、よく言ってくれました。そこが大事なんですよ。お金を与えた、人も与えたけれど、与えっ放しじゃだめなんです。県の思いとかも反映させてもらわないといけなから、そういうことは大事なことですから、ぜひ市とも話し合っているいい方向に進めていくようにやってください。

◎坂本（茂）委員 前田委員の関連で、ネットパトロールの関係ですけれども、これは実績として年何回とかというふうになってはいますが、恒常的にやるのではなくて、ある地点地点を捉えてやっているということなんですか。

◎西内人権教育課長 パトロール自体は、業者で定期的にやってくださっています。

◎坂本（茂）委員 定期的なわけですよ。恒常的じゃないわけですよ。

◎西内人権教育課長 民間のほうでパトロールしていただくのは、恒常的にやっています。ただ、うちに報告をいただくときには先ほども説明しましたとおり、緊急性の高いものはすぐ来ますけれども、緊急性の高くないというものについては、2カ月に1回とか3カ月に1回とか、定期的に報告をいただいているということでございます。

◎坂本（茂）委員 そうしたら、2,000件を監視したというのは、1年間で恒常的にチェックしたという意味ですか。

◎西内人権教育課長 平成28年度の実績で言いますと、小・中・高、特別支援学校全てが対象でございますので、これ全てで1年間で監視をしていただいて報告いただいたのは、2,033件ということでございます。

◎坂本（茂）委員 予算見積書を見ると、委託内容の調査が年3回というふうに書いているんですけれども、年3回報告があるということで、調査そのものはもう一年中、24時間365日やっているということで、報告のあった分が2,033件と。

◎西内人権教育課長 はい、そうです。

◎坂本（茂）委員 緊急性とかがあったのは2,033件ということですか。

◎西内人権教育課長 全ての報告が2,033件で、その中に緊急性の高いものも含まれているということでございます。

◎坂本（茂）委員 24時間365日監視しても、2,033件しかヒットしなかったということですか。

◎西内人権教育課長 民間業者がやっているものについては、当然全国と申しますか、高知県だけではないところも扱っておりますので、その中で高知県と特定をできたものについて私どものほうに報告をいただきますので、そういったことで高知県に特定をされたものの件数が2,033件ということでございます。

◎坂本（茂）委員 わかりました。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

以上で教育委員会の議案を終わります。

《報告事項》

◎坂本（孝）委員長 続いて、教育委員会から7件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにします。

最初に、教育等の振興に関する施策の大綱及び第2期高知県教育振興基本計画の改訂案

について、教育政策課の説明を求めます。

◎酒井教育政策課長 教育政策課でございます。

私からは教育大綱及び第2期教育振興基本計画の第2次改訂について御報告をさせていただきます。

資料は、総務委員会資料、報告事項の資料、赤い教育政策課のラベル、1ページをお開きいただければと思います。

この1ページが今年度末に改訂を予定しております教育大綱、教育振興基本計画の第2次改訂の全体像となっております。

改訂の方向性の第1は、チーム学校の構築のさらなる推進を図ることとございます。この中で、小中学校におけます授業改善のさらなる充実、高等学校におけるチーム学校の構築の取り組み、教員の働き方改革に向けた取り組みの推進を図ることとしてございます。

改訂の方向性の第2は、厳しい環境にある子供たちへの支援の一層の徹底を図ることとございます。この中で不登校の予防と支援に向けた体制の強化、いじめ防止等の総合的な取り組みの推進、学び直しの機会の充実を図ることとしております。

以下2ページ以降で具体的な内容を御説明させていただきますが、内容につきましては、昨日からの教育長の総括説明及び各課からの平成30年度当初予算説明と内容は重複いたしますので、ポイントを絞って御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、2ページをお願いします。

小中学校におけます授業改善のさらなる充実でございます。

第1に、学力向上に向けて教員同士が学び合う仕組みの徹底を図ることとしております。教科の縦持ちの全面実施、小規模中学校における教科間連携の取り組みの普及などに取り組むこととしてございます。

第2に、県内の児童生徒の約半数を抱える高知市の学力向上の取り組みを推進するため、高知市教育委員会と連携した指導体制を構築し、県市が連携して授業改善の徹底を図る取り組みを推進してまいります。

第3に、児童生徒の読解力向上に向けて効果的な教材の開発・普及、拠点校における実践研究等により国語の授業改善を推進してまいります。

第4に、小学校における英語学習の早期化、教科化に対応するため、教員の英語力、指導力の向上、組織的な推進体制の整備を行ってまいります。

3ページをお願いします。

高等学校におけますチーム学校の構築の取り組みでございます。

第1に、D3層の学力の生徒の基礎学力向上等を図るため、学校支援チームを新設し、チームによる定期的な学校訪問を通じた助言・指導を通じて、各校におけますカリキュラ

ム・マネジメントの強化を図るとともに、組織的な授業改善の取り組みを推進してまいります。

第2に、多様な生徒の社会的自立の支援の充実のため、各学校の社会的自立のための進路支援プログラムの改善及び実践内容のさらなる充実を図り、生徒が希望する多様な進路を実現し、県内就職率の向上につなげてまいります。

4ページをお願いします。

教員の働き方改革の推進でございます。

教員の多忙化解消と負担感の軽減を図り、子供と向き合う時間の確保や必要な教育活動を充実するため、県教育委員会、市町村教育委員会、学校が連携して教員の働き方改革を推進してまいります。そのため、学校組織マネジメント力の向上、業務の削減、効率化、地域・外部人材の活用を図るための各種施策の実施に取り組んでまいります。

5ページをごらんください。

厳しい環境にある子供たちへの支援について、不登校の予防やいじめの防止に向けた総合的な支援体制の強化であります。

抜かりのない情報共有と切れ目のない支援を実現するため、校内支援会の強化を図り、支援の必要な児童生徒のリスト作成と活用、個別支援シートの作成と活用、リスクレベルの低い児童生徒への支援の徹底を行ってまいります。また、保・幼・小・中・高の連携の強化を図り、情報共有と引き継ぎの徹底、小中学校の校内支援会への相互参加、小中合同支援会議の実施を行ってまいります。さらには進学校における支援の充実も行ってまいります。

これらに加えまして、教育委員会、関係機関等の学校に対する支援の強化を図るため、各教育委員会単位での情報収集と支援の実施、学校に登校できない児童生徒の居場所や学習機会の確保、心の教育センターの機能強化に取り組んでまいります。

これらが教育大綱及び第2期教育振興基本計画の改訂の概要でございます。この改訂を通じまして教育委員会の各施策をさらに強化してまいりたいと考えております。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎三石委員 2ページの対策のポイントというところで、高知市教育委員会と連携した指導体制を構築とありますが、さっき私が言わせてもらったことと関連するけれども、高知市が県と連携して指導体制を構築と言ったこと、改めて経過を教えてくださいませんか。

◎酒井教育政策課長 まず、背景といたしましては、先ほど教育長から申し上げたとおり、指導主事の人数等が高知市教育委員会と他の教育事務所と比べて高知市教育委員会の数が少ない状況にあるという現状でございます。それを受けまして、昨年9月に知事と高知市長の間で県市連携の教育会議が開催をされまして、その場で高知市のほうからこういった教育体制を強化したいということで、指導主事の派遣ということも御要請もあったと

いうこととございます。それを受けて事務的にも検討した結果、今回こういった指導主事の派遣ということで、高知市教育委員会の学力向上推進室に指導主事を派遣しまして訪問指導を実施していくということになったということとございます。

◎三石委員 こういう体制を組むわけですが、具体的に県から派遣して、どのような仕事をやるんですか、もう少し詳しく。

◎長岡参事兼小中学校課長 小中学校課でございます。

この指導主事につきましては、基本的には小学校、中学校含めて、年間13校から14校指定しまして、それぞれの学校を年間15回から20回ぐらい訪問をします。その中で全ての学級の授業を見まして、学力向上総括専門官の、横浜から来ていただいている高知県の授業アドバイザーにはなっている方々と一緒に学校訪問をして、授業改善の指導をしていくということとございます。

そして、最低月に1回は、県と市の運営委員会を開催して、その中で状況を報告してもらって、改善の方向を一緒に話し合っていきたいと思いますというところで、現在話を進めております。

◎三石委員 本当に時代は変わったなということだと思いますね。これは高知市の教育現場から反発はなかったのか、要らんおせっかいだとか、困るとか、職場がもっともっと忙しくなる、どうぞやめてくれとか、そんな意見はなかったんですか。

◎長岡参事兼小中学校課長 高知市教育委員会のほうがこういったことを来年度やっていくという話を校長会のほうにおろして、そこからまた意見も聞いておりますけれども、その中では、そういった反発があるとかというような話はなかったと。むしろ、授業改善を進めないといけないというような話の中で、校長の中からは、ぜひ来年度受けたいというような話が上がってきたというふうには聞いております。ただ、委員御心配の教職員の端々までこのことが完全に受け入れられているかどうかというのは、これからやりながら進めていかないと考えています。

◎三石委員 月に1回程度、県と市が話しして、実際きちんと運営されているのか、効果はどうか、点検、そして次への見通しというか、そういうようなことの話し合いもされるということをおっしゃったけれど、そこらあたりもう少し具体的に。

◎長岡参事兼小中学校課長 この運営委員会につきましては、県の教育次長、小中学校課の課長、課長補佐、チーフ、そして市のほうも次長、学校教育課課長、班長、このチームの室長、チーフ、こういった者が集まって状況について具体的に話を聞きながら進めていく、あわせて我々のほうも、時には学校へ行って学校の状況を直接見せていただくというような話までしておるところでございます。

◎三石委員 本当に以前に比べたら前進したなということだと思います、県と市が。高知市が一体となって子供のために、生徒のために頑張っていこうという、こういう体制が築け

るということは、まさかこんなに早く来るとは思っていなかったです。大変な努力があったと思うし、これからもいろいろあると思いますけれど、ぜひ頑張っていたきたい。全ては児童生徒のためですから、お願いをしたいと思います。

◎吉良委員 やはり時代が進んで、学校現場は多忙化になって情報化が進めば進むほど、子供たちは直接の大人との触れ合い、温かい触れ合いを求めていると思うんですね。やはり人が人を育てるわけですから、補正予算で国庫へ返納したというのがあったんですけども、文部科学省が標準定数法を今見直さないというのが非常に私は問題だと思うんですね。地方は本当によく頑張っていると思いますよ。そういう意味では基本は国に対して必要な人材ちゃんとよこせと。県はこれだけやっているじゃないかということで、標準定数法の改善を求めて全国の教育長とも手を結んで頑張っていたきたいというのが1点です。

それからあと、今学級数も含めて定数法で配置がされる数持ってきて、義務教育国庫負担金もそれに応じて来るわけですけども、それを返納しなくてもいいように一生懸命、定数法で来る人員については市町村が加配してもいいけれども、それに加えて全部張っていくという努力を県としてもやって、現場のゆとりある教育の実現に向けて頑張っていたきたいと思います。教育長、何かありましたら。

◎田村教育長 教員定数の改善については、我々としても、今の40人が十分だというふうに思っておりませんので、それは全国の教育長会と一緒に要望もこれまでもしていますし、これからもしていきたいと思います。あと現場に教員をきちんと張るよというこことについては、これまで我々としても努力してきているつもりですけども、これは本会議でも御質問があったように、我々としてトータルで、臨時教員も含めたトータルでの教員の数を確保しようということで、工夫の一つとして、県外からの教員をできるだけ多く採用するとか、あるいは再任用の教員にもできるだけ引き続いて働いてもらうというような努力をしてきています。そういう中での、おのずと限界のある中で今の状況があるということは御理解いただきたいというふうに、いずれにしても努力は続けてまいらなければいけないと思っています。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

次に、教職員の不祥事について、平成29年度高知県学力定着状況調査結果について及び中学校夜間学級の設置について、小中学校課の説明を求めます。

◎長岡参事兼小中学校課長 小中学校課から、3件の報告をさせていただきます。

まず、総務委員会資料、報告事項の小中学校課のインデックスのところをお開きいただきたいと思います。

まず、教職員による不祥事の事案がございました。まことに申しわけございません。この件につきまして説明をさせていただきます。

この事案は、女子高校生に対してみだらな行為を行った公立中学校の男性教諭30歳代に対して、免職とする懲戒処分を行ったものでございます。

事案の概要につきまして説明をさせていただきます。

まず、公立中学校教諭は平成29年11月の初旬に女子高校生Aと知り合いました。その後、Aとメール等のやりとりを行う中で、12月2日土曜日に2人で会う約束をしております。そして、この12月2日の午後1時ごろ、同教諭はAをドライブに誘い、空港近くの道路に自家用車をとめ、当初は雑談などをしていたのですが、その後に車内にてAとみだらな行為を行っております。また、12月7日木曜日午後7時ごろ、再び自家用車でAを迎えに行き、前回と同じ空港近くの道路に自家用車をとめ、車内においてみだらな行為を行いました。さらに、12月10日日曜日には自家用車にAを乗せて南国市内のホテルに行き、同所でAとみだらな行為を行っております。この事案につきましては、昨年12月23日土曜日に警察署員が同教諭宅を青少年保護育成条例違反の疑いで家宅捜索を行い、同教諭が警察に任意同行を求められたという旨の連絡が当該市町村教育委員会より県教育委員会に入り、事実が発覚したものでございます。

同教諭の行った行為は子供の人権を侵害する極めて悪質なものであり、教員としてはもとより、社会人としてはあってはならないものです。また、これらの行為は高知県青少年保護育成条例に抵触するものであって、子供たちの尊厳を率先して守り、その成長を支えていくべき教員がこのような行為を行ったことへの社会的影響ははかり知れないものです。同教諭の行為は、教育公務員としての社会的信用を著しく失墜させるものであり、その責任は極めて大きく、到底許されるべきものではございません。このため、平成30年1月10日付で同教諭に免職の懲戒処分を行いました。

県教育委員会では、これまでも特にメールやLINE等を通じて不祥事につながるケースがふえていることから、メール等を通じて私的に児童生徒と直接的なやりとりは行わないこと、また生徒指導や部活動に関して児童生徒とやりとりを行う際には、事前に学校長に届け出を行うなど、メール等の私的なやりとりの禁止や管理の徹底について、全ての市町村教育委員会に対し指導の徹底を依頼してまいりました。しかし、今回このような不祥事が再び起こったことは、これまでの指導が徹底されていなかったものと言わざるを得ず、厳しく受けとめるところでございます。

今後、メール等の使用についてのルールや取り決め事項を各校で再確認し、ルールの徹底を図っていくとともに、不祥事防止についての校内研修を一層充実させ、不祥事の根絶に努めてまいります。そして、教職員一人一人に高い倫理観を確立することで、県民の皆様の信頼回復に努めてまいりたいと思っております。まことに申しわけございませんでした。

そして、2点目でございます。平成30年1月10日に実施いたしました高知県学力定着状況調査の結果について報告させていただきます。

資料としては3ページからの平成29年度高知県学力定着状況調査結果の概要を使って説明をさせていただきます。

まず、5ページをお開きください。

本調査の目的や参加学校数、参加の児童生徒数、また学年ごとに調査を行った教科を示しております。

7ページをお開きください。

小学校4年生と5年生の各教科の平均正答率と領域別の正答率を経年で載せております。なお、これらの平均正答率については、年度によって問題の難易度に違いがありますので、一概に上がった下がったと経年で比較できるものではありません。ただ、この1年間の成果や課題をつかむ目安となるものと考えております。

また、本年度の問題の特徴としましては、新学習指導要領の趣旨を踏まえた問題をこれまでより多く出題したことが上げられます。新学習指導要領が平成29年3月に告示され、県教育委員会ではこれまでもアクティブ・ラーニングの研究や探求的な授業づくりを進めてきたことから、本年度の調査問題はこの新学習指導要領の趣旨を反映させ、より深く追求する問題や、論理的に考え説明する記述式問題を設定した教科が多くあります。このようなことから難易度が上がっている教科もございます。

少し具体的に見ますと、小学校第4学年におきましては、算数で前年度よりも16ポイント下げております。これは単に計算をして1つの答えを出す問題ではなく、その法則を深く問うような問題を多く出題したことが要因としてあります。また、下段の5年生は国語、算数、理科ともに昨年度並みの正答率を残している状況でございます。

8ページ、9ページをお開きください。

8ページには中学校第1学年のもの、9ページには中学校第2学年のものを掲載しております。これも問題の難易度に違いがありまして、経年で単純に比較できるものではございませんが、例えば中学校第1学年の国語、数学、中学校第2学年の国語などは、学年、教科によって昨年度と比較し上がっているものもございます。一方で、中学校第1学年の理科、英語、中学校第2学年の数学については、前年度よりも下げるような結果となっております。

10ページ、11ページをお開きください。

各学年、教科の結果を教育事務所管内ごとにグラフであらわしたものでございます。学年、教科によっては多少の差があるものの、多くの教科で、県の平均正答率との差は5ポイント以内となっている状況でございます。

続きまして、教科の状況について説明をいたします。12ページ、13ページをお開きいただきたいと思っております。

12ページには、学年、教科ごとの正答数分布や評価の観点グラフを、13ページには特徴

的な問題を載せております。そして、この上段には成果のあった問題を、下段には課題の見られた問題を掲載しております。このような形式で各教科、各学年の状況を見開き2ページで示しております。

全ての教科について説明する時間がございませんので、この中から幾つかを抜粋して説明させていただきます。

まず、12ページ、小学校4年生の国語でございます。正答数の分布は正規分布で、むしろ山は多少右に寄っていることから、一定の力はつけてきていることがうかがわれます。

14ページをお開きください。

小学校5年生の国語でも、先ほどの小学校4年生と同様の分布状況であります。ただ、下段の問題形式のグラフを見ますと、記述式の正答率が24.4%であり、やはり書く力に課題があることがわかります。

17ページをお開きいただきたいと思います。

このページの下段には、4年算数の課題となった問題を上げております。2つの折れ線グラフを1つの折れ線グラフにつくりかえたとき、どのようにつくりかえたのかを説明する問題です。この問題は、新しい学習指導要領でも大事な活動として示されております、日常の事象から算数の問題を見出して解決し、結果を確かめたり、日常生活等に生かしたりする活動を問題としたものであります。単に1つのグラフを読み取るということではなく、複数のグラフを目的に沿って自分でつくりかえるという深い、そして知識を活用する授業が求められているところでありまして、このようなところを授業の工夫改善をしていかなければならないと考えております。

22ページをお開きください。

22ページからは中学校の結果となっております。

そして、少し飛びますが、28ページをお願いします。中学校社会科の正答数の分布でございます。山が左に寄っておりまして、課題があることがわかります。

29ページをごらんいただきたいと思います。

このページの下段には、中学校2年生社会の課題となる問題を示しております。この問題は、資料から田沼意次の改革の特徴をキーワードを使って説明するという問題でございます。目的に応じて資料を分析あるいは解釈し説明するということにつつまして課題が見られるところで、さらに授業改善を進めていく必要がございます。

33ページをお開きください。

中学校2年生の数学でございます。この上段には等式の変形の問題を掲載しております。この正答率は48.1%と、まだまだ課題は残るところです。しかし、過去の同様の問題では正答率が38.7%というものであり、それと比較しますと約10ポイントの改善が見られております。この等式の変形につつましては、式の形によって若干の正答率の差はあるも

の、年々改善の傾向でございます。

以上、今回の調査結果を見ますと、言語や計算に関する基礎的、基本的な知識、技能は引き続き身につけていることが述べられます。しかし、問題文章の全体の要旨を捉えられていないことがあったり、また資料や実験の結果からわかる事実を関連づけて考える力、あるいは自分の考えを根拠を持って論理的に説明する力の育成といった点については依然課題が残る状況でございます。これらの課題を改善するためには、新学習指導要領においても述べられているように、今以上に知識の理解の質をさらに高め、資質、能力を育む授業へとその質的改善を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びを実現していくことが求められるところでございます。

43ページをお開きください。

各学校や市町村教育委員会におきましては本調査を活用し、児童生徒一人一人の学習内容の定着状況を把握、分析するとともに、授業改善や課題の克服に努めているところですが、県教育委員会としましても、教員集団がベクトルを合わせ、組織的に授業改善を図るよう指導・支援を行ってまいります。同時に、現在行っておりますチーム学校の構築を進め、また児童生徒一人一人のつまずきに応じた指導が行えるよう、放課後の学習支援等についても充実してまいります。

以上で高知県学力定着状況調査についての報告を終わらせていただきます。

そして、3点目となります。夜間中学校についてでございます。

昨年11月に公立中学校夜間学級設置検討委員会を設置し、本県における夜間中学校のあり方につきまして御協議をいただきました。その概要につきまして報告をさせていただきます。

資料は45ページから51ページまでということになります。

まず、公立中学校夜間学級設置検討委員会を設置した経緯についてでございます。45ページをごらんください。

中学校夜間学級は、御承知のとおり戦後の貧困と混乱等により教育を受けることができなかった人々の学ぶ権利を保障する場として始まっております。平成22年度に実施された国勢調査では、全国に12万人以上の義務教育未修了者の学齢超過者が存在し、本県においては県内32の市町村に1,016人の方がいることが明らかになっております。また、近年不登校などのさまざまな事情から実質的に十分な教育を受けられないまま卒業した方が増加し、中学校夜間学級を取り巻く状況に大きな変化が見られました。

そして、平成28年12月に義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律が出され、このことを受けて文部科学省では、全ての都道府県に少なくとも1つは中学校夜間学級を設置することを目指すという方針を掲げました。本県におきましても中学校夜間学級を設置することは、不登校の生徒及び学齢期にさまざまな事情で義

務教育を受けることができなかつた方々に、教育の機会を提供するという点で大きな意義があると考え、本設置検討委員会を立ち上げたものでございます。

46ページ、47ページをごらんいただきたいと思います。

本設置検討委員会の第1回から第4回の概要をまとめたものでございます。第1回目は、本設置検討委員会の趣旨や中学校夜間学級の設置の意義等について説明をさせていただき、共通理解を図りました。あわせて中学校夜間学級の広報を兼ねた県民アンケートの実施について説明をさせていただきました。そのアンケート調査の結果につきましては第3回で報告をし、これをもとに委員の皆様から設置の方向性につきまして御意見をいただきました。

48ページ、49ページをごらんください。

これが、平成29年11月20日から平成30年1月20日の間に実施したアンケートでございます。これは1万7,000枚作成いたしまして、各市町村の役場や若者サポートステーションなど公共施設に置いていただきました。そのうち1,235通の回答を得ております。

50ページをお開きください。

アンケート結果についてでございます。回答者を市町村別に見てみますと高知市が最も多く、次いで香美市、南国市となり、市部に住まわれている方々からの回答が多くなっておりますが、県内全市町村から回答が寄せられている状況でございます。

次に、夜間中学校があったらよいと思いませんかという問いについてですが、回答を寄せてくださった方の約8割、947の方があったらよいと思うを選択しております。そして、夜間中学校に通ってみたいと思いませんかという問いに対しては、同じく約3割の方、344の方が思うと回答をしてくださっております。

そして、最後の第4回検討委員会では、これまでの協議のまとめを行うとともに、今後の方向性について検討いただきました。

51ページをごらんいただきたいと思います。

夜間中学校の設置につきましては、県民の方々のさまざまな学びを保障する観点からも夜間中学校の設置は必要との方向性が出されております。そして、設置主体については、基本的には市町村が設置することが望ましい、ただ県立での設置も可能となり、また県内各地に夜間中学校での学びを希望する方がいることから、県教育委員会がイニシアチブをとり、県立での設置も見据え、市町村と県が十分に協議を行っていくことが必要との方向で意見がまとまっております。

設置場所につきましては、交通の利便性から高知市に設置する方向性が述べられ、ただし県内各地から学びたいとの回答が寄せられていることから、県内の複数箇所に設置することも視野に入れて検討すべきと述べられています。そのほかにも学齢期の不登校生徒の受け入れ方法や在学期間、学習内容や授業時間等の検討課題が残されたため、引き続き検

討すべきであるとしてつけ加えられました。

以上4回の検討委員会で話し合われたことは報告書に取りまとめ、今月26日に検討委員会の委員長から田村教育長に手渡されることとなっております。この報告書をもとに本県にふさわしい夜間中学校の姿や設置について、次年度も検討をしていくこととしております。

以上で公立中学校夜間学級設置検討委員会についての報告を終わらせていただきます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎前田委員 先ほど御報告がありました1ページの懲戒処分の件なんですけれども、女子高校生と30代の男性教諭ですが、発覚した経緯というのはどのような感じだったんでしょうか。

◎長岡参事兼小中学校課長 知り合った経緯ですか。

◎前田委員 問題が発覚した経緯、例えば相談があったというのは。

◎長岡参事兼小中学校課長 その点については、我々のほうも警察に聞いてみたんですけれども、そこは警察も話ができないというところで、どのようにして警察がこの情報を得たのかということとはわかっておりません。

◎前田委員 恐らく指導の中で、当然再発防止云々かんぬんのところで、生徒個人と先生個人がそういうやりとりする、どうしてもやりとりしなきゃいけないときは学校長の許可をといた話があったと思うんですけれども、正直わからないですよね。これはどうやって徹底されるんでしょうか。

◎長岡参事兼小中学校課長 おっしゃられるように、例えば自分の教え子であれば当然校長に報告の義務があるということなんですけれども、この場合には、自分ところの教え子ではないので、厳しい状況はあるというふうには考えております。そこは教員の教育公務員としての覚悟の問題、そういったことがあろうかと思えます。

◎前田委員 おっしゃるとおりだとは思いますが、多いのか少ないか別としても、いずれにせよ本当に多くの方が真面目にやっている中で、何かこういうのが出てくると、どうしても社会においてもイメージが悪くなるだけでなく、当然、この女子生徒の将来のことも考えれば、大きな問題であることは間違いないと思うんです。ただ、一方で、じゃあ具体的な対策として、これをやればゼロになるんですというものが確立されているのかというと、どうしてもそうではない結果が毎年出てきている、その点はいかがなんでしょうか。

◎長岡参事兼小中学校課長 そこは大変申しわけなく思うと同時に、やはり、各教員一人一人の心の問題として片づけることはできないだろうと。組織として学校全教職員が一つの体制になってお互いに注意し合う、お互いに声をかけ合う、そういうようなところをもって少しでも少なくしていく、そういう体制をつくっていかねばいけないだろうと考

えております。

◎前田委員 その体制と思いの中で取り組んでこられたんだと思うんですね。ただ、このようなことは絶対的に出てくるんですよね。これはどうなんでしょう。何が問題というか、何が課題と考えていらっしゃるんでしょうか。言われたように個人の心の問題かどうかではなく、組織として取り組んでいく問題であるというのは理解できるんですけれども、常に組織の中にこういう問題をはらんでいるということにもなりかねない。じゃあ具体的な根治策というか、そのようなことはどういうふうな、どうやったらゼロになるんですか。

◎長岡参事兼小中学校課長 そこは先ほど言いましたように、集団の中で自分はこの学校の一員であるという思いを一人一人持っていただく、あわせて高知県の教員であるという自覚と使命感を持っていただく、そういったことを少しずつではあろうかと思いますが、続けていかなければならないだろう、そして、お互いチェックし合うような項目等を校内研修等で、毎月とはいかないかもわかりませんが行っていく、そういったことの積み重ねだと思えます。

◎前田委員 一方で、先ほどのネットパトロールとかではこういうことは網羅されないものなんですか。

◎西内人権教育課長 可能性としてはゼロではないとは思いますが、本県ではこういったことについて把握は今まではできておりません。

◎前田委員 LINEなのかメールなのかということももちろんあると思いますが、ただ一方で、ネットパトロールではない形で、警察からのものなんじゃないかなと思うんですが、ネットパトロールは手前で一定把握をして、事が起きる前に何とかそれを防止するという役割が強いと思うんですね。県警のほうのサイバーパトロールは、はっきり言えば事が起きて捜査権として多分捜査という形に、もう事件ですよ。というところなので、その連携のとり方ですよ。恐らく当然権限が強いのはサイバーの県警のほうだと思うんですが、ただなるべくならこれが起きない、起きる前に何らかの手だてがもし打てなかったのかなということも思うんですが。

◎田村教育長 ネットパトロールは基本的にはSNSとかといった形で一般の人が見れる情報についてパトロールしているんです。これはあくまで個人と個人とのメールのやりとりなので、それをある意味、その情報を入手するというのは、基本的に検閲みたいな話になって無理だと思います。

いずれにしても、こういった問題が相次いでしまうということは私も大変問題だというふうに思っていますけれども、おっしゃるような形で100%こういうのを防ぐということはなかなか難しいと思います。ここはもう個人の意識に任せてはいけないと今言われますけれども、最終的には個人の自覚に問うしかないというふうに、そこをある意味繰り返し

巻き返し、個人の意識啓発を何回もあらゆる機会で行っていくということに尽きるのではないかなと思っています。

◎前田委員 おっしゃるとおりだとは思いますが、本当に個人間のやりとりの部分というのは確かにあると思いますので、ただ今回この案件も、はっきり言ったら簡単に特定もされ、実際にこういう結果が出ているわけですから、一定捜査上の関係で入手できる情報とそうでないものはあるかもしれませんが、教員の皆さんに、いわゆる倫理観を持ってとかという部分は当然御指導されているとは思いますが、具体的に何でこうなったのかというところをある程度公にできる範囲内の中で、教員間の中で、はっきり言えばLINEでもメールでも基本的には全部ばれるわけですから、全部特定できるわけですので、そういう教員自体のSNSやネットの使い方の部分も、本来であればもうちょっと何とかできる部分があるような気がしますけれど、これからの御指導される中で、そういうところもやっぺらっぺらかもわかりませんが、取り組んでいただきたいと思います、いかがでしょうか。

◎長岡参事兼小中学校課長 この事例ということではなく、そういった事例については、各学校で研究していく必要があるだろうと思っております。これまでのそういういろいろな事例を学校にお示したところでもありますので、こういったいわゆるネット関係のものも加えて、学校で事例研究をしてもらい、そういったことも進めていきたいと思っております。

◎三石委員 夜間中学校の報告がありましたけれど、ほかの県での取り組みがあると思うんですね。例えば、大阪府とか奈良県とか既にもうやっているところがあると思うんですけども、そういうところの実例もあわせて、本県の今後の取り組みというか、見通しというか、もう少し詳しく教えてください。

◎長岡参事兼小中学校課長 現在夜間中学校につきましては、全国で8都府県で31の夜間学級が設置されている状況でございます。我々のほうも関東、そして関西のほうも視察に行かせていただきました。そうしますと、その地域地域によってどういう方が夜間学級で学びを希望されておられるのか、少し違っております、例えば関東の方でありますと結構海外の方、ネパールの方とか、そういった方々が多く学んでいるような状況でございます。そして、関西のほうでは割と韓国の方とか、在日の方とかといった方が学んでおられるといったような状況もありました。そして、年配のかつて義務教育を卒業できなかったといった方も中にはいらっしゃると。全国的には結構外国の方が学んでいる実態というのが多く見られた状況でございます。

ただ、この中にもお話しさせていただきましたけれども、不登校で、勉強十分できなかったといった方が学び直してきている実態もあるというところでございます。そして、そういう意味では、本県においても具体的なニーズはどういった方々が学びを志向されておられるのか、そういった方々をさらにこれからいろいろ御意見も聞きながら、そういった

県民の方々の要望に合うような夜間中学校をつくっていかねばならないだろうというふうに考えております。

◎三石委員 将来的につくること決定ですか。

◎長岡参事兼小中学校課長 この検討委員会では設置が望ましいということでしたので、これを受けてこれから検討していきますけれども、方向性としたら設置の方向で検討していきたいと考えております。

◎三石委員 具体的にいつ設置をして、場所はどこかということはこれから先のことですか。

◎長岡参事兼小中学校課長 設置の時期につきましては、確実に例えばいつということは述べることはできませんけれども、戦後の混乱期に勉強できなかった方ということは、もう一定の年齢も行っておりますので、ゆっくりという状況ではないと思います。できるだけ早い時期に設置は必要だろうと。そして、学びたいという要望があった方は高知市に多かったということで、まずは高知市での設置を中心に考えていかないといけないだろうというふうに考えています。

◎三石委員 具体的な話を詰めていかれるということだけでも、他県の例でしたら、例えば在日の韓国の方とか、外国の方とかが主だったとかいろいろ報告ありましたけれども、本県の場合はどういう方々を対象にということもこれから先に検討していくということでもいいですか。

◎長岡参事兼小中学校課長 具体的なニーズというものをもう一度精査していかないといけないだろうと考えております。

◎三石委員 わかりました。

◎坂本（茂）委員 関連しますけれども、50ページにあるアンケート調査結果の概要で、先ほどのお話ですと、いろんなどころにはがきを置いて、自由にとった方から返事が来たということで、比較できるのかどうかわからないんですけれども、文部科学省実施の全国はがき調査結果はどんなやり方で調査されているんですか。

例えばあったらよいかどうかというのは全国85%に対して高知県が76%で、それほど大きく変らないですけれども、通ってみたいと思うかどうかは、片や85%に対して高知県27.9%で非常にこの差があると。だから文部科学省調査のほうは、通ってみたいと思う方がすごく多いというのは、そういう人を対象に調査しているのかなと思ったりもするんですけれども、だとしたら比較するのが無理かなという気もするんですが。

◎長岡参事兼小中学校課長 文部科学省の調査ですけれども、これは1つには、はがきの調査を同じようにしております。もう一つはウェブ調査というものをやっております、15歳以上、宮城、埼玉、愛知、福岡、沖縄、この5県で調査をしておいて各県600名ずつ、3,000名に対して夜間中学校のことにつきまして、同じような内容で調査をしている

というような状況がございます。

◎坂本（茂）委員 ウェブ調査は特定の人に対してですか。

◎長岡参事兼小中学校課長 これは一応我々の資料の中では各県教育委員会の協力のもと、5県に居住する15歳以上の男女パネルモニター3,000名に対して。

◎坂本（茂）委員 モニターということは、ある程度数を決めてやっているんだと思うので、どういう選択をしたかというのもよくわからないんですけど、いずれにしても、私もあったほうがよいとは思いますが、横に文部科学省の調査結果を出されると、どうしても比較してみたときに、先ほど課長言われるように、これからもっとさらに精査していくという、ニーズがどういうところにあるかとか、そういうことは必要かなというふうには思いつつ見ていました。ただ、回答数が1,235通あったというのは、例えば全国のはがき調査の結果などを含めて、関心が高かったとかというような面においては、数的にはどうだったのでしょうか。

◎長岡参事兼小中学校課長 実際この第2回には文部科学省のほうからおいでいただいて、数値的なものも見ていただきました。そうすると高知県の回答割合、パーセントは多いという意味では、県民の方々が多く関心を持ってくださっているんだろうというふうな評価をいただいております。

◎坂本（茂）委員 わかりました。いずれにしても、中等教育をきちんと受けたいという思いのある人たちに対してきちんと教育が提供できるような形で、本県もその学びの場を保障していくということで、ぜひ御検討をお願いしておきたいと思います。

◎吉良委員 県内32町村において、1,016人とありますが、年代別を教えてください。10歳代とか20歳代とか、10歳代というと高校生ですか。

◎長岡参事兼小中学校課長 これは国勢調査であって、そのときの年代別はとっていません。

◎吉良委員 市町村別はわかりますか。

◎長岡参事兼小中学校課長 この1,016人ですけれども、最も多いのが高知市で392人、その次には土佐清水市で105人、香美市で73人という状況でございます。

◎坂本（茂）委員 それともう一つ申し添えておきたいんですけど、今の義務教育の中できちんと、そういう不登校になったりとか、学び直しをしなければならないような状況にならないようにしていくのが基本だと思いますので、そういった中でどうしても学び直しをせざるを得ないような状態ができたときに、きちんと保障していくという、その基本のところは、これができたからみたいになってしまうと本末転倒かなと思いますので。

◎長岡参事兼小中学校課長 今おっしゃっていただいたことは検討委員会の中でも話がありまして、やはり現在の学校がしっかり不登校の子供に対しても対応していかないといけないだろうと、不登校になったからすぐ夜間中学校ということではないという話がございます。

ました。その辺はきちんと伝えていきたいと思います。

◎西森委員 夜間中学校に関しては、私も去年の一般質問で提案をさせていただきまして、こういう形になってきていることを非常にうれしく思っております。早く設置できるように期待をしておるところであります。

それと、先ほどの不祥事の関係なんですけれども、知事部局と教育委員会と比べると、教育委員会の不祥事の割合というのは、これは私の感覚的な部分なんですけれども、ちょっと多いのかなという感じは受けているんです。そのあたりをどのように見ているのか。また全国の都道府県の状況、教員数だとか、全国と比較して高知県教育委員会が多いのか、そのあたり分析はしているのでしょうか。

◎長岡参事兼小中学校課長 発生割合というものまで出したことはありません。申しわけございません。ただ、例えば知事部局といわゆる教育、学校とすると、まず人数が違ってきて、他県の教員の数と高知県の教員の数が違うので、ここも割合でしか比較はできないだろうなと思うところです。ただ、言えるのは、教員の場合でもこれは偶然かもしれませんけれど、年度によってもかなり発生の数が違ってきているという状況があります。かつてはどういったような事案が多かったのかということになってくると、飲酒運転とか、あるいは体罰とかが多かったものが、最近ではこういうネットを使った、いわゆる通信機器を使った不祥事がふえてきていると、そういう傾向は見られるところです。

◎西森委員 当然、教員数だとか違いますから、割合ということで申し上げているわけなんですけれども、そのあたりぜひ一度分析していく必要があるのかなと。そういう中で、高知県の割合というのは、他県に比べてこれは明らかに多いという状況がもしあれば、これは何らかの問題がはらんでいるような部分もあるんでしょうし、そのあたり一度ぜひ細かく見ていただきたいというふうに思いますし、また今回の件に関しても検証する必要もあるのかなと。こういった事案を起こした教諭が、それはまさに人の問題なのかどうなのか。人の問題であったならば、例えば採用の時点とかでそういうことを見抜ける段階はなかったのかとか。今回の検証をしていく中でまた見えてくるものであったり、対応すべきことというのが出てくるような気がしますので、そのあたりぜひ進めていただきたいと思いますけれど。

◎田村教育長 おっしゃるような形の分析はしたいと思います。全国的な傾向の中で、高知県はどうかということも数字的な分析もしたいと思いますけれども、最近言われていますのは、こういった事案の傾向として、高知県の今回もわいせつ事案ですけれども、こういったわいせつ事案が全国的に多くなっているというようなことは言われております。それと我々としての課題意識として持たなければならないのが、大量退職、大量採用の時代で、若年教員が急激にふえているような状態です。そういった中で、そういう若年教員に対してどのような形でしっかりとその倫理観を定着させていくかというようなこと

も、我々としての大きな課題だというふうに思っています。こういったことも含めて分析、後の対策というところをしっかりと考えていかなければならないと思っています。

◎西森委員 よろしく願いいたします。

◎坂本（孝）委員長 関連して、この後高等学校課の不祥事も入ってくるわけですが、これは同じ職場の問題ということで、今出たようにネットを起因とするものとか、それから同じ職場での問題、関係を起因とするもの、それぞれのパターンがあると思いますけれど、要は学校で起こったこと、この性的な問題と泥棒、これは人間としてもう絶対直りません。もう生まれ持ったものです。絶対直りませんので、それはそれで個人の問題がある。それに合わせて職場でどういう、例えばさっき言われたけれど、どういうチェックをしていくのか、特に職場が同じ臨時教員とか、採用された人、そういう人は先輩の教員とかから言われると断りにくい、こんなこと言われるとちょっと都合が悪いみたいな関係があると思いますので、やっぱり投書箱とかしっかりした学校で実態を把握できる状態、これをしっかりつくっていく、そして学校でそれを隠さない、一つ一つちゃんと問題は問題として教育委員会へ上げてきて対応していく、こういうしっかりした仕組みづくりが必要だと思います。そこら辺、今後のシステムの話もありましたが、そのものも含めてしっかりと確立するようお願いいたします。

それでは質疑を終わります。

ここで一旦休憩します。再開は午後3時25分とします。

（休憩 15時10分～15時23分）

◎坂本（孝）委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

御報告いたします。

12日の委員会において、学校安全対策課、幼保支援課、高等学校課に対する質問に対し資料の提出がありましたので、各委員の皆様へ配付しております。

次に、教職員の不祥事について、高等学校課の説明を求めます。

◎高岸高等学校課長 高等学校課でございます。

県立学校教職員の不祥事事案について説明をさせていただきます。

報告事項の赤ラベル、高等学校課の1ページをお願いします。

今回、県立学校教職員による懲戒処分事案が2件生じたこと、大変申しわけなく思っております。

まず1つ目の事案から説明をさせていただきますけれども、この事案につきましては、先ほどの中学校教職員の事案と同じく、高知県公立学校教職員の懲戒処分の公表の基本方針においては、所属名、氏名、年齢についても公表すべきところでございますけれども、被

害者及び関係者のプライバシー、その他の権利利益の保護が必要であるということから、非公表とするという例外規定を適用させていただいておりますので、よろしくお願いをいたします。

1つ目の懲戒処分を受けた職員は、県立高等学校に勤務する50歳代男性教諭でございます。同教諭は平成29年10月下旬から12月中旬にかけて、同校に勤務する女性講師に対しまして、校内の小さな職員室におきましてセクシュアルハラスメントに該当する発言や行為を複数回行っております。被害講師が12月末に同僚に相談したことから発覚したものでございます。

具体的な内容といたしましては、資料の3、事案の概要（1）から（3）に示してありますように、まず発言内容といたしましては、例えばチュウしたら怒るかなどといった発言をしております。また、行為につきましては、肩や腰などのマッサージについて、被害講師を寝かせた状態、あるいは椅子に座らせた状態で、体をほぐすために合わせて10回以上行っております。さらに、ハグ、抱きつく行為につきましても、授業に出かける前に8回程行ったという事案でございます。

このようなセクシュアルハラスメント行為は女性講師の心を傷つけ、人権を侵害する許されない行為であります。子供たちの社会性を育み、規範意識を高揚させるべき教員がこのような行為を行ったことは到底許されるものではありません。このことから、平成30年2月23日付で停職6カ月の懲戒処分としたものでございます。

なお、所属校の校長につきましては、管理監督上の責任を問い、文書注意の措置をあわせて実施しておるところでございます。

続いて、2ページをお願いします。

2つ目の事案について説明をさせていただきます。

懲戒処分を受けました職員は、県立高等学校に勤務する20歳代女性の臨時的任用職員、事務室の補助職員でございます。この職員は2つの専門店で計9点、約7万円相当のものを窃盗したという事案でございます。

具体的には、3、事案の概要（1）から（4）にありますように、平成30年1月28日の日曜日午前11時30分ごろ、買い物目的で訪れた高知市内にある大型量販店にある専門店Aで商品の品定めをしていたところ、店員に見つからずに商品を持ち帰れるのではないかと思ひ込み、ブランケット、手鏡、ポーチなど5点、約1万2,000円相当をまず専門店から持ち出しております。その後、同量販店内の別の店舗Bにおいても、またできるのではないかというふうに思ひ込んで、手提げかばん等2点、3万円相当を抱え、一旦その専門店を出ております。その後、店の様子等が気になり、再び同じ専門店Bに戻ってきて、店員に気づかれていないということで、さらにショルダーバッグ2点、2万7,000円相当を抱え店舗を出ております。そこで車に戻って店から出ようというところで店員に呼びとめら

れ、窃盗行為を認め、駆けつけました警察署員に警察署のほうに連行され事情聴取を受けております。翌1月29日、みずから学校の管理職に報告し発覚をしたという事案でございます。

これらの行為につきましては、窃盗罪に該当する悪質な行為でございます。子供たちの教育をつかさどる学校に勤務する職員がこのような行為を起こしたことは、県民からの社会的信用を著しく失墜させるものでありますことから、平成30年2月23日付で任用期限3月31日まで減給10分の2の懲戒処分としたものでございます。

なお、この臨時職員につきましては既に辞職願が出ておりましたので、懲戒処分を申し渡した後、同日付で辞職を承認したということでございます。

たび重なる不祥事により県民の皆様の信頼を大きく損なう事態となり、まことに申しわけございません。2月26日の月曜日に臨時に県立学校長会議を開催いたしまして、まずは中学校教員の事案も含めまして立て続けに不祥事が起こっております。これらの行為は公教育への信頼を著しく損なうものであり、また不祥事が続けて発生したことを県立学校全体で厳しく受けとめる場といたしております。さらに、不祥事は子供たちに大きな不安や悲しみを負わせてしまうことを確認し、ハラスメント行為につきましては、ハラスメント対策ガイドブックを配布し、教職員一人一人が教育公務員としての職責の重さを自覚したところでございます。このことにつきましては、各所属で改めて取り組んでいくことの徹底を図ったところでございますけれども、今後も不祥事のない職場づくりに向けて、組織としてチームとして粘り強く取り組んでまいりたいというふうに考えております。

高等学校課から不祥事の案件については以上でございます。大変申しわけございませんでした。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎前田委員 この50歳代のハラスメントの件ですけれども、免職ではなく停職ということですが、この方は今回初めてのケースということですか。

◎高岸高等学校課長 今まで懲戒処分等の事案があった方ではございませんし、今回のことにつきまして、ほかの類似事案がないかということを確認をいたしましたけれども、それはないという確認を得ております。

◎前田委員 恐らくこの方、ずっとこの学校にいらっしゃるわけではなかったと思います。過去にいろんな学校を転々とされている中で、例えばそういうふうな、悪評じゃないですけど、そのような情報も一切なくて、突然この段階になってこのような事案が起きたということなんですか。

◎高岸高等学校課長 我々としてはつかんでおりませんし、当該校におきましてもベテラン教員ということで、校長もある意味信頼をしておった教員でございまして、このような事案に至ってしまったことを校長としても非常に反省をしているところでございます。

◎前田委員 要は周りの先生や生徒等に一切目に触れることなく、密室の中で2人きりでこういうことが起き続けた1カ月半だったということなんですか。

◎高岸高等学校課長 ある意味そういう形になります。高校の大きな職員室でございましてそういったことがなく、大勢の目が行き届くんですけれども、高校には例えば分掌でありますとか教科でありますとか、小さな職員室がございまして、その小さな職員室で起こった事案でございまして、そういったことについて先日の県立学校長会議でも、そういった目が行き届きにくいところを反省すべきではないかという意見を確認したところでございます。

◎前田委員 少なくとも1カ月半程度の期間ではありますけれど、相当我慢をされていたと思いますし、同僚の方に御相談されたということなんですけど、本来であれば校長先生にもう1回目、2回目の段階で、当然本人には断りますし、拒絶をするはず、できないケースもあるかもしれませんが、ただすぐに校長先生に報告、相談をしてやるべきことだとは思うんですよね。だから、この女性講師の肉体的並びに精神的なもの、すごい傷を受けていると思うんですよね。この後のことですよ、免職じゃないわけですから。被害者である女性講師に対してのフォローアップはかなり手厚くちゃんとしないと、せっかく志されて教員にという先生の立場になられたわけですから、この女性の方も、その点手厚くされていると思いますけれど、もういいやとならないようにしていただきたいなど、強く要請をさせていただきます。

◎高岸高等学校課長 今回の事案がございまして、すぐにスクールカウンセラー等への相談も我々のほうからは御紹介もしておるところでございますけれど、今のところ当該講師のほうから相談を受けるということはないんですが、現状としては管理職のほうでいろんな形、同僚のほうでいろんな形で相談を受け付けているというような状況でございます。今後につきましては、もちろん加害の教員と同じになるようなことがないように、我々としては徹底的に管理をしていきたいと思っております。

◎坂本（孝）委員長 さっき言うたような、その辺をしっかりと、校長先生に言えない立場の人だから、同僚教師に言って伝わっていった、校長に直接言えない立場の人だから、そういう人がちゃんとと言えるような環境づくり、投書箱とかいろんな、学校でもこれだけ似たような不祥事が続いていったら、これに対して教職員で検討会を開くとか、どうしてこんなことが起こるのか、相互チェックの方法とか、こういうものをつくり上げていかないと、いつまでたっても性的なものとか窃盗とか、これはもう生まれ持っているものだから、いつ出てくるかわからないわけですよ。前任校で似たような犯罪に至らないぐらいのレベルのものをやっていたかもわからない、大体自分たちが考えた学校というのは、結構上手に運営したいという気持ちがあって、校長先生にもちょっとしたことは隠してしまいたいところがあるわけですよ。時代的に、そういうものが今出始めた。権利意識が新しい

ものが芽生えてき出した、そういう時代であって昔とは違うわけで。その辺を学校が今の環境に対応できていくような、そういう学校に変わらないといけないと思いますね。これから県教育委員会のほうでもしっかりとチェックしながら、今後このような問題が二度と起こらないようにしてもらいたいと思います。

それから、事案にもよるわけですが、処分がちょっと甘いんじゃないかという気もしています。6カ月の停職と、万引きした女性は辞職願を出したからやめているわけですが、それまでは減給処分で終わっているわけです。公的な仕事をする人がそういう現場にいるということ自体が、これから先の問題になっていくと思います。そこら辺はチェック機能をもっと働かせていくことをお願いしておきたいと思います。

質疑を終わります。

次に、県立高等学校再編振興計画「後期実施計画」策定について、高等学校課の説明を求めます。

◎山岡高等学校課企画監兼再編振興室長 県立高等学校再編振興計画「後期実施計画」の策定について御説明させていただきます。

3ページをごらんください。

県立高等学校再編振興計画「後期実施計画」の策定に係る教育委員会協議会の概要について御説明させていただきます。

9月議会の総務委員会で御報告させていただきましたが、平成31年度からの5年間にわたる後期実施計画につきまして、県立中学校と高等学校の再編振興策をどのようなものにしていくのか、県民の皆様の御意見を聞きながら策定していくこととし、2の表にありますとおり、5地域で地域会を開催いたしました。

地域会で出された意見につきまして、本校の最低規模、分校の最低規模、定時制夜間部、各校の振興策、南海トラフ地震への対応、併設型中高一貫教育校、学科、総合学科や地域の実態やニーズを踏まえた新たな学科などといった検討事項ごとに御説明させていただきます。

まず、本校の最低規模は、平成26年10月に策定しました再編振興計画では、原則として1学年2学級以上ですが、過疎化が著しく近隣に他の高等学校がない学校、あるいは不登校や中途退学を経験した生徒、発達障害のある生徒などに柔軟な対応をするための支援体制を整えた学校は、特例として1学年1学級20人以上となっています。この論点は、平成29年度の入学者が最低規模を下回った中芸高校と四万十高校に関して主に意見がございました。

意見としましては、中芸高校は東部地域になくてはならない学校であり存続してほしい。東部地域の4校は東部地域に残してほしい。高校は地域の活力そのもの、育つ環境で教育格差が生じないように、中山間地域の学びの場の確保をお願いしたいという県への要望

とともに、町としても20人という入学者が確保されるよう支援したいといった意見もありました。また、中山間地域の学校ではなく、高知市内の学校で統合を行ってほしいという意見、あるいは20人以上という最低規模は、地域の状況に応じて勘案してほしいという意見がございました。

続きまして、4ページをごらんください。

次に、分校の最低規模は1学年1学級20人以上と前期実施計画ではなっております。2年連続して入学者が20人に満たない状況になった場合、その翌年からの募集停止を検討することとされています。この論点は追手前高校吾北分校と中村高校西土佐分校に関して意見がございました。吾北分校は移住・定住の促進も含め地域の活性化に欠かせない、また生徒一人一人を大切にされた学校である。そして、西土佐分校は、地域貢献活動やカヌー部の活躍で地域の存在感も増しており、また親元から安心して通学できる高校であり、存続してほしいという意見がございました。あわせて、いの町も四万十市も分校の存続に向けて財政的な支援を行っているというお話もございました。

次に、定時制夜間部は、学校全体の生徒数20人以上が最低規模となっております。平成29年度で室戸高校、中芸高校、須崎高校、清水高校で学校全体の生徒数が20人を下回っている状況でございます。地域会では、地理的な理由、経済的な理由だけでなく、特に夜間の通学になれば交通事故も心配であることから、定時制を存続してほしい。厳しい状況の中で働きながら学ぶ定時制を残してほしい。中学校で不登校がふえており、定時制へのニーズが高まっている。定時制の教育は少人数で丁寧、サポートもしっかりしているという意見があり、あわせて地域の人々も聴講生として学ぶ場となっているという声もございました。

次に、各校の振興策は、地域会では高校卒業後の就労につながる教育や資格取得の推進、そして地域学習のカリキュラム、地域課題解決学習、遠隔教育などのICTの活用、4年制大学に進学できる体制の構築、地域の強みを生かした部活動の活性化、地域のまちづくり、人づくりのビジョンに沿った人材育成、地域で活躍できる人材の育成、外から生徒を呼び込む教育活動、大学や企業との連携強化といった意見がございました。

次に、南海トラフ地震への対応は、前期実施計画では安芸高校、安芸中学校につきまして、南海トラフ地震への対応のため適地への移転を検討する、宿毛高校については、南海トラフ地震による津波への対応のため、適地への移転の可能性も含め将来の学校のあり方を検討していく、清水高校については、南海トラフ地震による津波への対応のため、高台への移転を検討すると記載されております。

地域会では、耐震補強により安芸高校は津波にも耐えられるということであるが、校舎からは海がすぐそこに見えているので、津波が来たら恐怖心を抱くと思う。安芸桜ヶ丘高校は山手の上へすぐ行けるし、球場のほうにも上がれるので安芸桜ヶ丘高校は大丈夫ではな

いかと思うといった声がありました。

また、清水高校は前期実施計画に高台への移転を検討するという文言がありますので、後期実施計画には速やかに実現願いたいと、そしてコンパクトな校舎で清水中学校と連携して、一緒に共有しながら中高一貫を強めていきたいといった意見がございました。

続きまして、6ページをごらんください。

併設型中高一貫教育校は、地域会では県立安芸中学校は切磋琢磨できる存在でありがたい、そして県立中村中学校は西部の進学拠点校として堅実なカリキュラム編成等により、リーダーの育成を目指して信頼度の高い学力形成、人間形成ができる学校力の向上をお願いしたいといった意見がございました。

最後に、総合学科や地域の実態やニーズを踏まえた新たな学科は、山田高校を探求型、高知工科大学との連携型の高校に、そして須崎総合高校を普通科の進学拠点にといった声がありました。

7ページをごらんください。

清水高校は、ジョン万次郎の縁でアメリカとの交流もあるので、国際交流に特化したコースを、あるいは宿毛工業高校はテクノロジーとイノベーションの両面で存在感がある、そしてこの存続やそのあり方は、その時代に即した必要なものにしてほしい。室戸高校は、総合学科のメリットを改めてアピールする時期ではないか。そして、定時制、通信制については、少人数で丁寧に指導してくれる取り組みの継続をお願いしたいといった意見がございました。

地域会で出た意見の概要は以上でございます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 3ページの日時及び場所等のところに参加人数が書かれていますけれども、大体どんな方々が参加されていたというふうに見受けられますか。

◎山岡高等学校課企画監兼再編振興室長 学校関係者の方あるいはPTAの方、校友会の方、そういった方が来られていたのではないかなと思っております。

◎坂本（茂）委員 開催案内はどのような方法でされたんですか。

◎山岡高等学校課企画監兼再編振興室長 9月の総務委員会で周知をしっかりとするという意見がございましたので、市町村の役場へ協議会開催の案内チラシを30部ぐらいお示ししたこと、それから市町村教育委員会を通じて各小中学校へ協議会案内チラシを配布したり、県立の高等学校長へは協議会の参加を依頼したりとか、県の高等学校課のホームページに各地域会の開催について掲示し、あるいは夢のかけ橋という教育委員会発行の広報紙にも掲載したといったような方法で取り組みさせていただきました。

◎坂本（茂）委員 正直に言って教育委員会としてはどうでしたか。参加者の人数というのはもっと参加してくれるかなと思っていたのか、まあまあこれぐらい参加していただ

れば大体妥当なところかなとか、その辺の受けとめはどうか。

◎山岡高等学校課企画監兼再編振興室長 地域によって若干差は多少ありましたけれども、やはり本校の最低規模が少ないというような学校があるところについては人数が多かったなということで、一定関心を持っていただいたのではないかなと思っております。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

次に、平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について、保健体育課の説明を求めます。

◎山本保健体育課長 先月2月13日に本年度の体力・運動能力、運動習慣等調査の結果がスポーツ庁より公開されました。その結果の概要について御説明をさせていただきます。

資料は総務委員会資料、報告事項の赤いインデックス、保健体育課、結果概要をごらんください。

まず、2ページをお開きください。

本調査は平成20年度から小学5年生と中学校2年生を対象に実施され、今回で9回目の全国調査となります。

3ページをごらんください。

本県の調査結果は、小学校5年生の体力・運動能力調査において、平成29年度の全国平均と比較しますと、体力合計点で男子では0.39ポイント、女子では0.43ポイント下回りましたが、平成28年度の調査計画と比較しますと、男女ともに上回っております。全国順位では男子は昨年度と同様の28位、女子は29位から32位となっておりますが、男女ともに過去の調査の中で2番目に高い結果となっており、経年で見ますと、体力向上に向けた取り組みが継続的に進められていると考えております。

中学校2年生においては、平成29年度の全国調査と比較しますと、体力合計点で男子では0.44ポイント上回り、女子は0.55ポイント下回っております。平成28年度の調査結果と比較しますと、男女とも上回っており、過去の調査結果の中で男女ともに過去最高の結果となりました。また、男子では本調査を開始して以来初めて全国平均を上回っております。また、これまで課題でありました女子につきましても、全国水準まで伸びてきております。全国順位では男子は31位から19位、女子は38位から32位まで上がっております。

6ページ目をお開きください。

(2)の運動習慣・生活習慣の状況についてでございます。

①の1週間の総運動時間の分布をごらんください。このグラフは小学校、次のページの上のグラフは中学校の状況を示しております。1週間の総運動時間が60分未満の割合については、小学校は平成28年度の県平均と比較しますと、男子で1.1ポイント、女子では2.9ポイント下回り、わずかではありますが改善傾向が見られます。しかしながら、平成29年度の全国調査と比較しますと、男女ともに上回る結果となっております。

8 ページをお開きください。

中学校では平成28年度の県平均と比較しますと、男子が0.3ポイント、女子が3.5ポイント下回っており、中学校においても改善傾向が見られます。しかしながら、平成29年度の全国平均との比較では男女ともに上回っており、1週間の総運動時間が60分未満の割合は、小学校、中学校ともに全国平均を上回る状況になっております。

9 ページをお開きください。

ふだんの平日でのテレビやスマートフォン等の視聴についてです。

小学校では2時間以上の割合が全国平均と比較しますと、男子はほぼ同じですが、女子が3.1ポイント上回っております。中学校においても、同じく2時間以上の割合が男子が4.8ポイント、女子が7.4ポイント上回っております。さらに、学校が休みの日のテレビやスマートフォン等の視聴時間について見てみますと、小学校では2時間以上の割合が全国平均と比較しますと、男子が5.7ポイント、女子が3.8ポイント上回っております。中学校においても同じく2時間以上の割合が男子が6.3ポイント、女子が7.6ポイント上回る状況になっております。

11ページをお開きください。

ふだんの登校方法についてです。

小学校では路線バス、電車、自家用車の割合が全国平均と比較しますと、男子で15.6ポイント、女子で16.7ポイント上回っております。中学校においても、同じく路線バス、電車、自家用車の割合が全国平均と比較しますと、男子で4.9ポイント、女子で12.3ポイント上回っております。回答項目は、路線バス、電車、自家用車となっておりますが、県の実況を踏まえますと、ほぼ自家用車での登校が多いのではないかと想像できます。

14ページをお開きください。

学校の状況についてです。

①の小学校4年生、中学校1年生に対しての体力・運動能力向上のための学年目標の設定、②の学校全体での目標設定、③の平成28年度の全国体力等調査結果を踏まえての授業等の工夫・改善の割合が、小学校、中学校ともに全国平均を上回っております。これは学校経営計画に基づくチーム学校としての取り組みの定着と、平成26年度から県教育委員会が取り組んでまいりました体育・健康アドバイザー支援事業等の取り組みの成果であると分析しております。

15ページをお開きください。

体育、保健体育の授業において、授業の冒頭での目標の提示や授業の最後に学習を振り返る活動、児童生徒同士が助け合いや役割を果たす活動において、全ての学年、学級で取り入れていると回答した小学校の割合が全国平均に比べて上回っております。これは、これまで取り組んできた授業スタンダードに基づいた授業改善が、体育の授業においても進

んでいる結果だと考えているところがございます。中学校においても教科会の充実や教科間連携の取り組みにより保健体育の授業改善も進みつつありますが、来年度からの学習指導要領の移行期間の開始に向けて一層改善を促してまいりたいと思っております。

18ページをお開きください。

運動部活動に関する調査結果です。

①の1週間の総運動時間のうちの運動部活動が占める総運動時間を見てみますと、全国平均と比較しまして、男子では55.7分、女子では28.9分上回っております。③の学校の決まりとしての部活動における休養日の設定につきましては、週に1日の割合が最も高く、県内の県立、公立中学校の約9割が週に1回の休養日を設定しております。

なお、県内の設定していないと回答した学校が3校ございましたが、追跡調査によりまして、1校は記載ミス、2校は特別支援学校で部活動自体を実施していない、あるいは週1回の活動により休養日を設定する必要がないといった理由でございました。

運動部活動につきましては、生徒の多様な体験の充実や健全な成長の観点からも適切な休養日の設定など、運営の適正化が必要であると考えております。本年度中にスポーツ庁が策定する運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインをもとに、県として運動部活動のあり方にかかわる方針を作成し、望ましい運動部活動のあり方のさらなる周知徹底に努めてまいります。

今後とも児童生徒の体力向上に向けて、高知県教育大綱や第2期高知県教育振興基本計画に基づいた体育授業の改善、運動部活動及び健康教育の充実に向けた取り組みを着実に進めるとともに、市町村教育委員会との連携を一層深めながら、各学校の取り組みを強力に支援してまいりたいと思います。

説明は以上です。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎加藤委員 経年で見ると上昇傾向にあるということですね。非常にいい結果が出てきているなど率直にうれしく思います。まだ課題もありますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。いろいろ分析されて細かい改善施策等も行っていかれるんだと思うんですけど、心配なのは、学校まで歩いて行っていない生徒が多いところをもっともっと改善できるんじゃないかと思うんですね。私も朝子供たちを見ていると、自分たちのころと比べるのもよくはないと思いますけれど、車で送り迎えしているのをよく見ますし、雨が降った日なんか本当に多いですよね。そういう意味では、もっともっと啓発活動も行っていける余地もあると思いますし、親に対しても呼びかけしていったらいいと思うし、必ず歩いて行く日なんかもっと多く設定もできると思いますし、いろんな取り組みのやり方があると思いますけれど、この徒歩通学はどういうふうに取り組んでいきますか。

◎山本保健体育課長 徒歩通学につきましては、基本的にこれだけでも相当の運動量があ

るというようなところがございます。一方で統廃合等により、学校がまとまりましてスクールバスなどを使いながら、直接学校に来るといようなケースもあると聞いております。基本的には安全面というところも1つありますので、保護者の方が自家用車で行く行かないというのはあると思うんですが、基本的には健康の要素であります適切な運動というところと言えば、歩く時間というものは非常に大切になってくると。各学校におきましてはそれぞれの調査結果をもとに、こういった調査の分析をしながら歩くことの課題という点で言えば、健康教育の中でまずは運動することの大切さ、特別な運動をするのではなく、ふだんできる運動、歩くということも一つの要素になりますので、そういったことも含めて、歩くことの大切さから健康教育につなげていく、結果として子供が運動する、簡単な運動する習慣をしっかりと身につけていきたいと考えております。

◎加藤委員 いろんな機会を捉えてやっていただきたいと思いますが、11ページの調査結果を見ると、今おっしゃっていただいたように、スクールバスの生徒もいけば安全面の課題もあればとかという原因分析をされていましたが、それほどこも一緒ですよ。スクールバス見てもそんなに他県と比較して飛び抜けて多いわけじゃなくて、要は車で送っている人が多いから歩く生徒が減っているんじゃないですか。今の答弁とはちょっと違う状況があるのではないかと思いますけれど。

◎山本保健体育課長 スクールバスにつきましては今言ったとおりでございます。保護者の方の意識というものも非常に大切になってまいりますので、子供たちに関しましては学校において健康教育を進めておりますけれども、保護者の啓発というのも非常に大切になってくるというようなところから、調査結果につきましては、保護者向けのリーフレットも作成しまして、その中にふだんの運動、先ほど言いました徒歩でありますとか、休み時間に体を動かすでありますとか、例えば犬の散歩というのも一つの軽い運動につながるというようなことでの周知を図っておりますが、なかなかそれが結果として結びついていないということもございますので、今後家庭についての周知もさらに深めてまいりたいというふうに考えております。

◎加藤委員 いろんな取り組みしていただくのはありがたいんですけど、私は犬の散歩の話をしているわけじゃなくて、学校に歩いて行く話をしているわけですよ。ちゃんと取り組んでいただけますかね。答弁もう一回お願いできますか。

◎山本保健体育課長 歩くということの大切さをしっかりと学校のほうに周知させ、歩いての登校がふえるような形での取り組みをしていきたい。例えば先ほど言いましたリーフレット等のところにもしっかりと載せていきたいと考えております。

◎加藤委員 できれば計画的に取り組んでいただきたいと思いますが。啓発で自宅に対しての周知ということは、今もやってはいただいていると思うんですけども、いろいろ取り組んできてこれだけその差が出てきているということに対して、もう一段アプローチをし

ていくことが大切だと思うんです。朝歩いて行くことで、1時間目の授業の受けられる体制が整うとか、学力の面にも関係してくることなんですね。ですから、当たり前雨が降ったら送っていくという習慣がついているところを、いろんな課題はある中でも、できるだけ歩いて行けるようにしていくというのはすごく大変な作業だと思うんです。ですから、今までやっている取り組みにプラスアルファして、もっと計画的に、ある意味では目標を持ってやっていくということを検討していくことが必要だと思いますけれど、いかがですか。

◎山本保健体育課長 今回につきましても今委員が言われたように、課題が多いところ、市町村別あるいは学校別に分析しておりますので、特に歩くことが少ないところに関しましては、学校訪問の際に、そういったことについて学校としてどう取り組んでいくのか、そういったことも含めて、学校のほうにも周知していきたいと思います。

◎加藤委員 細かい議論はもう避けたいと思いますけれど、学校でこのパーセンテージが高い低いというのは明確に出ているわけですか。

◎山本保健体育課長 文部科学省の調査結果からは、各学校の調査結果が出ておりますので、それを拾っていきますと、どこが多いかということは数字的には把握できます。

◎加藤委員 そういう分析もしっかり生かして、学校ごとというのもそうですし、全県的にもしっかり取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎三石委員 これとは直接関係ないですが、スポーツ課と分かれて1年近くなるけれど、連携というか、情報交換をやっている部分はあるんですか。

◎山本保健体育課長 スポーツ課と分かれまして、スポーツの振興を教育委員会とスポーツ課で連携しながら今取り組んでおります。大きなものになりますのは第2期の高知県教育振興基本計画、この策定の中におきまして教育委員会も一緒になりまして県民会議という形で、企画の段階から参加させていただいております。具体的に連携しているものとしては、競技力の向上にかかわりまして、強化校の取り組みにつきましても、スポーツ課の職員も一緒になって学校訪問していただいているという形がございます。

それから、オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業でございますが、今年度までは高等学校を中心にスポーツ課が実施しておりました。そこにも教育委員会からも一緒になって会をやりつつ、来年度は小中学校をメインにするということで、今度はそれをこちらのほうで引き取りながら、一緒になって取り組んでいくというような形もやっております。

それから、先ほど言いました地域スポーツハブなんかで言いますと、学校現場の子供たちがどういった形でスポーツに参加できるかというようなところの相談等もしっかりやっておりますので、いろんな形での交流を取り組みながらスポーツ振興を進めているというような状況です。

◎三石委員　そういう面では西庁舎の1階と2階で非常に場所的には連携をとりやすい状況にあるわけですね。

◎山本保健体育課長　歩いてすぐということもございますし、1年間、いろんな相談もさせていただいたというところがございます。

◎西森委員　加藤委員の関連で教えてもらいたいですけれども、ふだんの登校方法で、全部数字を足すと100%を超えるというのは、どういうふうな考えなんでしょうか。

◎山本保健体育課長　回答につきましては複数構わないという形になってございますので、1個だけではないので100%を超えるという形です。

◎西森委員　そうすると、雨の日は車でつんでいってもらって、晴れている日は徒歩で行くから両方に丸が入るみたいなことですか。

◎山本保健体育課長　多分そのような形になるかと思っています。

◎西森委員　これで見ると高知県の自家用車の割合というのは多いという数値が出ていますけれども、例えば生徒数で見ると、都会のほうが生徒数が圧倒的に多くて、都会なんかは車を持っている人もいるわけですが、実際車で送っているという人たちは余りいないと思うんです。車持っていない方なんかも当然おりますし、そういうことを考えると、どうしても都会の子供たちの人数が多いわけですから、パーセンテージとしてはこのところの全国の平均というのが低くなるのは当然な数値なのかなと思うんですよね。

そういうことを考えると、高知県と似たような人口規模であったり地理的条件の県と比べるほうがいいのではないかと思いますけれど。

◎山本保健体育課長　今御指摘いただきましたように、高知県と非常に近い島根県でありますとか鳥取県とか、そういったところと比較というのは今までございませんでしたので、実際に比較してみてどういう状況なのか、高知県の場合はどうしても地理的に学校から離れているということがあるので、自家用車を使うということも考えられるんですが、加藤委員から先ほど御指摘いただいたように、実は高知市内も雨の日は本当に渋滞する状況もありますので、一度今言っていた形の高知県のほうがなかなか出してくれないケースもあるんですけれども、比較させていただきたいと思います。

◎西森委員　わかりました。

◎坂本（孝）委員長　質疑を終わります。

新図書館整備課より回答が、人権教育課より発言訂正がありますので、よろしくお願ひします。

◎国則新図書館整備課長　新図書館整備課でございます。午前中の議案に関する質疑の中でお答えをできませんでした2点につきまして、御説明、御報告をさせていただきます。

まず、土居副委員長から高知市の業務委託における最低制限価格の設定についての御質問がございました。

高知市に確認しましたところ、入札のダンピングの防止や適正な履行を確保するという
ことで、最低制限価格の設定に関しまして、高知市業務委託契約における最低制限価格の
設定及び公表に関する要綱がございまして、その要綱の第2条に最低制限価格の設定とな
る対象の契約が規定をされておりました、その中に庁舎等清掃業務、それから人的警備業
務などがございます。オーテピアに関しましては既に入札を実施したもので、施設警備委
託業務、建物清掃業務につきましてはこの要綱に基づきまして最低制限価格を設定して
おります。

最低制限価格の設定に当たりましては、共通積算基準を適用して予定価格を定める入札
ということで、先ほどの2つがそうなんですけれども、それにおける最低制限価格は、予
定価格の100分の60から100分の80までの範囲で定めるというふうになっておりました、先
ほどの業務につきましては、この基準に基づきまして設定がされておりました。

続きまして、坂本委員より年間の貸出点数、110万点は他の公立図書館に比べてどれぐ
らいの位置にあるかとの御質問がございました。

オーテピア高知図書館は、県立と市民の合築による図書館で、全国で初めての図書館で
ございます。単純になかなか他の図書館との比較ができませんので、単館での数字の比較
ということになります。2016年の実績としまして、県立図書館なんです。岡山県立が
約148万点で最も貸出数が多くなっております。その次が香川県立の約86万点ですので、
オーテピア高知図書館が目標としております貸出点数110万点は、県立図書館の中では全
国で2番目の貸出数となります。

参考に、人口規模の大きい政令指定都市の図書館で言いますと、札幌市の中央図書館が
約425万点、熊本市立の中央図書館が約320万点と、貸出数が多くなっているという状況に
ございます。

なお、この貸出点数の110万冊につきましては、平成23年7月に策定をしました新図書
館等複合施設の整備基本計画の中で、サービス目標で平成22年度の実績、両館で約55万冊
の2倍以上を目指すというふうになっておりました、サービス計画も定めておりますが、
そのサービス計画においてもサービス指標の一つとして定めております。

サービス計画の中では、サービス指標につきましては年度ごとの進捗状況を分析、評価
し適宜見直すということになっておりますので、利用状況を見ながら改めて検討してい
きたいと思っておりますし、あわせてできるだけ多くの県民の方に利用してもらえようサ
ービスを充実するとともに、広報などのPRも積極的に取り組んでいきたいと考えてお
ります。

◎坂本（孝）委員長 副委員長から意見があるようですので。

◎土居副委員長 警備委託と清掃委託に最低制限価格があるのは知っています。当然、そ
ういう制度があるから積算基準も共通の客観的なものになっています。ただ、委託はいろ

いろほかにもあるんですよ。だから、この2つに制度がやれるということは、ほかもやれると思うんですよ。そういうことについて最低制限価格をもっとほかの委託でもやるべきじゃないかということについて、県としてどう思いますかということを知りたいんです。

積算根拠をこういう最低価格がなければ当然業者は赤字覚悟でやっています。そういう入札結果に基づいてさらに積算、そこを積算根拠にまたして県が予定価格を出すとすれば、業者にとっては厳しい契約状況が延々と続いてしまう状況になると思いますので、そういうことを改善するべきじゃないかという思いで質問をしましたので、そこをお伝えしたいと思います。

◎国則新図書館整備課長 高知市にはそのような御意見があったということで伝えておきます。

◎坂本（孝）委員長 人権教育課から発言訂正があるということで。

◎西内人権教育課長 先ほど三石委員からいただきました御質問の中に、高知市の生徒指導スーパーバイザーの勤務形態についてということで、私先ほど週5日7時間とお伝えをさせていただきましたけれども、正確には週4日の6時間の勤務でございました。おわびして訂正をさせていただきたいと思います。

◎坂本（孝）委員長 以上で教育委員会を終わります。

お諮りいたします。

以上をもって、本日の委員会は終了とし、この後の審査についてはあした行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（異議なし）

◎坂本（孝）委員長 それでは、以後の日程についてはあしたの10時から行いますので、よろしくをお願いします。

本日の委員会はこれで閉会します。

（16時16分閉会）